

大田区長 松原忠義様

2016年度予算編成に関する要望書

(大田区・大田区教育委員会からの回答つき)

2015年11月17日

日本共産党大田地区委員会

日本共産党大田区議団

も く じ

一. 区民の命と財産を守る防災対策のために	3
二. 震災復興、原発事故から区民の命と健康を守るために	9
三. 不況を打開し、地域経済を守り、区内商工業の営業を守るために	10
四. 区民の暮らしと健康を守るために	16
五. 尊厳ある生をまっとうするための介護保険に	23
六. 子育て支援・高齢者・障がい者福祉のために	26
子育て支援のために——保育園に関係すること	26
子育て支援のために——学童保育・児童館に関すること	31
子育て支援のために——その他	32
高齢者福祉の充実のために	33
障がい者福祉の充実のために	35
七. 人命尊重・環境にやさしいまちづくりのために	41
建築行政の拡充と対策	41
環境保全対策	42
八. 教育、文化、スポーツの振興	44
九. 住民参加の区政運営と非核平和事業	51
十. 区民が利用しやすい施設について	52
十一. 不要不急の大規模開発計画をやめ、区民のための施策に転換を	53
十二. その他	54

2016年度（平成28年度）大田区予算編成に関して要望いたします。

日本共産党区議団は、区内各団体との懇談、実態調査で寄せられた多くの区民の声を踏まえ、予算要望を検討し提出するものです。

安倍自公政権が、安全保障関連法（戦争法）を「今国会成立に反対」の国民が6割以上もいるのに関わらず採決強行をしたことは、立憲主義や民主主義の否定をするものです。

また、労働者派遣法の改悪は、「生涯ハケン」をつくりだすものであり、労働者のくらしと権利を破壊するものです。その他にも、憲法改悪、消費税増税、TPP参加、原発再稼働、オスプレイ配備など、あらゆる分野で国民の願いに背いて暴走しています。

その上、消費税増税と社会保障「一体改悪」の柱である医療・介護総合法で、「自己責任の社会保障」の姿勢を露骨に打ち出し、医療・介護の様々な分野で国民への負担増と給付減をすすめています。これは新たな介護・医療難民をつくりだすものです。安倍内閣のこの道は、国民との矛盾を広げるだけでなく、反立憲主義・独裁政治をすすめるものです。区民の暮らしと営業のみならず、大田区政にとっても深刻な事態を招くことは避けられません。

いま区民の実態は、昨年4月からの消費税8%への引き上げでくらしと営業は深刻です。さらに国民健康保険料の値上げ、年金給付は毎年減額、異常な円安による物価高騰が襲っています。区に対する国保料への1万2千人余の問い合わせや怒りの声など、多くの区民から悲鳴の声が上がっています。生活保護受給者が13,447世帯16,717人（今年8月末現在）、就学援助は小学生5,488人（19.2%）、中学生3,235人（29.0%）（4月末現在）、区の取り立て強化の中でも国保滞納41,318世帯、短期証発行4,514世帯、資格証明書発行698世帯（9月末現在）と深刻です。特養ホームの待機者は1,586人（今年2月末現在）、4月からの認可保育園に申し込んで入れなかった児童数は1,708人となっています。

日本一と言われた高度な技術のものづくり集積地の大田区でしたが、最高で9,000社あった区内中小工場は、大企業の横暴と海外進出・産業空洞化、バブル崩壊やリーマンショックなどで、現在では3,481社となっています。倒産・廃業が依然として後を断たず、2014年度は倒産件数76件、従業員数373人、負債額169億5,000万円です。

区民の所得からみても、納税者の平均で2014年度営業所得は404万3千円（前年より2千円減）、給与所得は385万8千円（前年より3万5千円減）であり、ものづくりのまち大田区の中小企業経営者や勤労者が一段と厳しい環境にあることが表れています。

しかし大田区政は、「限りある資源である『ヒト、モノ、カネ』について、アウトカム（成果）達成の視点から『選択と集中』を徹底する」とし、区民生活を支えてきたあらゆる分野の施策を縮小・廃止してきました。一方で、羽田空港の再国際化や2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向けて、「国際都市おおた」をめざすとして、JR蒲田・大森駅周辺再開発、京急蒲田・糀谷・雑色駅前再開発と羽田空港跡地の大型施設の建設、新空港線「蒲蒲線」などのために、区税投入と基金積立をすすめて、大規模開発に拍車をかけています。いまこそ、「住民の暮らしと福祉を守る」という地方自治体の原点に立った予算編成に改めることが求められています。

日本共産党大田区議団は、安保法制（戦争法）廃止のため、反対の運動を通じて国民一人ひとりが主権者としての自覚的・自発的に立ち上がるという戦後かつてない、新しい国民運動が広がった日本社会の未来にとって大きな希望です。この運動を更に広げるため、政党、団体、個人との共同をすすめていく決意です。

また、大企業・ゼネコン奉仕の不要不急な大規模開発ではなく、保育園待機児ゼロ、特養ホーム待機者ゼロ、75歳以上の高齢者医療費窓口負担ゼロ等をはじめ、区民のいのち・暮らし、営業を守るために、予算の重点を切り替えるよう求めます。

2016年度予算編成にあたり以下の項目の実現を強く要望するものです。速やかな回答を求めます。

予算要望	244 項目
★ 重点	35 項目
☆ 新規	29 項目

(回答部)

の枠内は、大田区・区教委からの回答です（原文ママ）。

回答は2016年4月28日受領。

一. 区民の命と財産を守る防災対策のために

- ★ 1. 区の防災計画は、自助を優先するのではなく、住民を守る公助の立場に立つこと。東日本大震災の教訓から、現在の最新の知見から考えられる最悪の想定にたった抜本的な見直しを行うこと。

(地域力推進部) 地域防災計画では、区民と地域が自ら行う「自助」「共助」と区及び防災関係機関等の「公助」が連携することによって減災や総合防災力の向上に努め、対応していくこととしており、区は区民の安全確保や被災者の救済・支援を迅速かつ的確に遂行できるよう「公助」の強化を図っています。

現在の地域防災計画は、都内最大規模の被害が発生するという大田区にとって大変厳しい想定結果が示された 24 年 4 月発表の東京都の被害想定に基づき作成しております。

2. 防災計画は、災害時要援護者の意見・要望を十分にとり入れ、それぞれに応じて具体化すること。

(地域力推進部) 地域防災計画(平成 26 年修正)では、第 2 部第 9 編で要配慮者及び避難行動要支援者対策について定めています。

福祉部・防災課・特別出張所と連携を図るとともに、障がい者団体や区内各関係団体・機関などからのご意見を頂戴しながら推進してまいります。

※福祉部(平成 28 年度、人工呼吸器対応の個別支援プラン策定予定)

3. 津波避難ビル協定は取り組みが始まっているが、臨海部・河川周辺地域は不十分である。引き続き取り組みを強めること。また、液状化に備えた土壌改良などについては、補助金の創設等、具体的な施策を早急に取り組むこと。

(地域力推進部) 都が津波の被害想定を発表した平成 24 年度から大田区では津波避難ビル指定の取り組みを始めてきました。平成 25 年度までに、臨海部及び多摩川沿岸部付近の区立小中学校(39 校)、区営住宅(14 住宅)、工場アパート等(3 施設)、都営住宅(全住宅)、その他の公設・民間施設等(16 施設)の施設を津波時の避難ビルに指定しました。平成 26 年度には、新たに東京都住宅供給公社の 11 住宅と京浜島勤労者厚生会館と協定を締結し、公共施設を中心に合計 134 の施設を指定しております。

現在では、津波による浸水想定のある地区において、概ね 400m 圏内に 1 か所以上の避難施設を指定済みで、避難者の収容に必要な面積も確保しているものと考えておりますが、民間のマンションなどにも一時避難施設として協力いただけるよう取り組んでまいります。

また、地盤の液状化対策は、建物を設計する際に個々の地盤状況や建物の規模などに応じて設計士や建主の責任において対策していただくものと考えております。そのため、区民の皆様にも、その土地が液状化の可能性がかなどの情報を広く公表し相談に対応しております。

4. 呑川護岸の耐震整備は河口から行うことや、4 水門の整備を 2020 年までとしている東京都の計画を前倒して早急に行うよう、都に申し入れること。

(都市基盤整備部) 平成 24 年度に東京都が策定した「地震・津波に伴う水害対策に関する整備計画」に基づき、呑川護岸の耐震整備を着実に推進することを東京都市城南五区下水道・河川連絡協議会を通して東京都に要望しております。

なお、現在の呑川防潮堤耐震護岸工事は、河口付近を中心に行っています。

4 水門の整備については、既に平成 25 年度から南前堀の防潮堤工事に着手し、現在、貴船堀、旧呑川の防潮堤の設計を進めている最中で、できるだけ早期に工事に着手していく予定との連絡を受けています。残す北前堀についても、引続き、設計、工事を進めていく予定との連絡を受けています。

- ★ 5. 公共施設の耐震対策は、計画を早めるとともに保育園や児童館、図書館などは最優先で行うこと。

(計画財政部) 公共施設の耐震化につきましては、平成 27 年度に耐震診断を完了します。診断の結果、補強等改修が必要な施設につきましては、公共施設整備計画に基づき順次耐震補強工事を進めてまいります。

6. 民間住宅への耐震診断・耐震改修工事が進まない現状を打開するために、助成を更に増額し、利用しやすくすること。同じように高齢者・障がい者世帯には個人の資産形成という制限ではなく、人命尊重の立場から全額補助すること。また、部分改修も助成対象にすること。耐震シェルター・耐震ベッド設置は全額助成とし、広報をすること。

(まちづくり推進部)

- ① 耐震化助成制度については、改修費用の一部を助成しています。一方、民間住宅の改修工事は、個人資産の形成に資する面もあることからバランスをとった設定としています。
民間住宅への耐震化助成については、今までも制度改善に取り組んできたところです。最近では、平成 26 年度に木造住宅の耐震診断費用の定額化と助成割合の引き上げを行いました。分譲マンションについても、診断、設計、工事の助成限度額をそれぞれこれまでの 3 倍に引き上げました。
- ② 首都直下地震の際に家屋の倒壊を防ぐには、部分改修ではなく、昭和 56 年の建築基準法改正後の新耐震基準と同程度に家屋全体を補強する必要があります。新耐震基準（木造住宅では構造耐震指標値 $Iw1.0$ 以上）の水準を満たす耐震改修について助成を行ってまいります。
- ③ 耐震改修を行うことが経済的に困難な方を対象として耐震シェルター・耐震ベッド設置助成を設けており、助成割合 9 割、限度額 50 万円としております。これまでは、助成要件を「対象世帯全体の課税所得が 200 万円以下」としてきました。平成 28 年度からは、現制度に加え、新たに課税所得 200 万円を超える全ての高齢者等の世帯でも利用可能な助成枠を新設する予定です。助成制度について、引き続きパンフレット、ホームページ、耐震キャンペーン等で積極的にお知らせしてまいります。

7. 全ての高齢者、障がい者、ひとり親世帯を家具転倒防止器具助成対象にすること。

(地域力推進部) 家具転倒防止器具の取り付けについては、自らの生命は自ら守る自助の観点から、区民が各自で対応する防災対策であると考えております。

しかしながら、自分で取り付けが困難な高齢者や障がいのある方に対しては、家具転倒防止器具の取り付けを実施しております。引き続き家具転倒防止の重要性を啓発し、利用率のアップを図ってまいります。

8. 全ての高齢者、障がい者、ひとり親世帯への火災警報器設置の助成をすること。

(地域力推進部) 火災警報器の設置につきましては、平成 22 年 4 月 1 日からすべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられ、区民が自主的に設置するものと考えております。

区では、住宅用火災警報器の設置が進むよう、大田区商店街連合会と連携して、あっせん事

業で啓発・促進しております。平成 27 年度には、防災イベントでのあっせんコーナーの設置やパンフレットのカラー版化などを行い、平成 28 年度には、防災用品あっせんを周知するため、回覧板の回数を増やす予定です。今後も、設置促進のため、区民の皆様に対して普及啓発をしままいります。

(福祉部) 火災警報器の設置につきましては、平成 22 年 4 月 1 日からすべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられ、区民が自主的に設置するものと考えております。

区では、住宅用火災警報器の設置が進むよう、大田区商店街連合会と連携して、あっせん事業で啓発・促進しております。平成 27 年度には、防災イベントでのあっせんコーナーの設置やパンフレットのカラー版化などを行い、平成 28 年度には、防災用品あっせんを周知するため、回覧板の回数を増やす予定です。今後も、設置促進のため、区民の皆様に対して普及啓発をしままいります。

9. 通電火災防止のため、感震ブレーカーの設置助成制度を新設すること。

(地域力推進部) 阪神・淡路大震災では、原因が特定されている火災のうち、電気に起因する火災が 6 割をしめており、感震ブレーカーを活用することは一定の効果があるといわれております。

感震ブレーカーについては、区民が自主的に設置するものと考えており、このため、平成 27 年 1 月から大田区商店街連合会による防災用品のあっせん商品に取り入れ、設置が進むよう取り組んでおります。

今後、内閣府が世田谷区などと連携して行なっている、普及啓発のモデル事業の結果を踏まえ、感震ブレーカーのさらなる普及方策について、研究してまいりたいと考えております。

10. 駅、商店街、大店舗等、区民が多数利用する場所・施設での防災教育と訓練を充実させること。防災意識向上のための施策を進めること。

(地域力推進部) 大型店舗や劇場など多くの区民が利用する施設においては、突然の地震や火災から死傷者が出ないよう消防法の規定に基づき消防署の指導で毎年 1 回以上の訓練を実施することとされております。

区でも、年間を通じて施設・事業所などに職員が出向し訓練指導や講話などに努めております。

また、平成 26 年度からは、蒲田駅周辺の施設、企業と連携した駅周辺滞留者対策訓練の実施、区民ホールアプリコなどで行われる避難訓練コンサートでの訓練協力のほか、商店街でも家庭内備蓄推進の PR 活動も行っております。

区といたしましても、多くの区民が利用する場所・施設での防災訓練や意識啓発の重要性を認識しておりますので、今後も引き継ぎ取り組んでまいります。

11. ゲリラ豪雨による浸水被害の防止策を促進し、被害住民への救済措置は迅速に行うこと。ゲリラ豪雨の発生が予想される地域には防災無線や広報車も活用するなど、住民・区民に情報提供を徹底すること。また防水板設置と半地下住宅へのポンプ購入に助成すること。浸水地域については、下水道を早急に毎時 90mm の降雨量に対応するよう都に求めること。

(地域力推進部) ゲリラ豪雨等に対する浸水防止策として、平成 26 年度、特別出張所の管轄範囲ごとに「土のう置場」設置し、区のホームページやチラシなどで PR しております。平成 27 年度には、区民に対し、風水害においても、自ら備え、行動することが大切であることを PR

するため「命を守る3点セット」を全戸配布いたしました。

また、毎年区内消防署と合同で実施している「水防訓練」においては、地域の住民に参加いただき家庭でできる浸水防止策として「水のう工法」や市民消火隊の消防ポンプが排水作業にも活用できることなどを紹介する訓練を実施するほか、土のう作成の体験コーナーを設けるなどして、家屋への浸水被害への対策について広報や啓発に努めております。

床上浸水被害のあったお宅に対しては、翌日には訪問し、消毒液の配布や見舞金支給手続きの説明など迅速に対応しております。

区民への注意喚起として、大雨警報等が発せられた場合などに、区のホームページや安全・安心メール、ツイッターなどを通じて、いち早くお知らせするよう努めております。

平成27年9月、土砂災害が懸念させる地区に対して避難勧告を発令した際には、さらにテレビによるテロップ放送や区の広報車の活用、自治会・町会長への連絡などを行い、対象区域の区民に情報が行き届くよう広報活動に努めたところです。

(都市基盤整備部) 東京都では、近年の時間50ミリを超える豪雨により、甚大な浸水被害が発生している地域に関して、最大で時間75ミリの降雨まで対応する新たな対策を推進しております。

区では、上池台三・五丁目地区を中心とする上池台地区が時間75ミリの降雨に対応できる対策強化地区に指定されております。

今後も東京都城南五区下水道・河川連絡協議会などを通じて、周辺区と連携しながら、東京都に対し、早期の浸水対策実現に向けた働きかけをしてまいります。

12. がけ等整備工事助成制度の拡充を行うこと。区が行ったがけ調査のCランクについては対策を急ぐため、個人の資産形成という考え方を改め、人命尊重の立場から工事費の全額を助成すること。A・Bランクについては助成額・率を拡充すること。

(まちづくり推進部) 民間施設の改修工事は、個人資産の形成に資する部分があり、自助により行うのが原則となります。一方で、大雨等によりがけが崩落した場合、周囲を巻き込み大きな災害になることから、改修費用の一部を公費で助成する制度を設けています。がけ等助成は、平成21年度の制度開始以降、約30件の利用実績があります。引き続きこの助成制度の活用を促す啓発活動が重要と考えており、助成額・率の拡充は考えておりません。

13. 被害想定に応じた区の学校備蓄倉庫の食料備蓄量及び必要な物品の種類を増大や、本庁舎・四地域センター・出張所など公共施設・民間マンションなど備蓄倉庫を増やし、被災者への十分な備蓄品の確保を目指し、更に進めること。

(地域力推進部) 東京都の新たな被害想定に基づき、非常用食糧や毛布を計画的に購入してきましたが、平成28年度では29年度以降の購入計画を前倒しし、平成28年度に全てを購入する予定です。また、資機材についても、学校備蓄倉庫や地区備蓄倉庫を中心に備え、さらに充実させてまいります。

また、公共施設の建設や建替え、民間による大規模開発になどの際に備蓄倉庫の設置を働きかけ、備蓄の充実を図ってまいります。

14. 福祉施設のみならず、全ての区民施設における備蓄は職員分(非常勤・臨時職員を含む)も確保すること。

(地域力推進部) 区職員の災害時における非常用食糧については、非常勤・臨時職員を抜いた

人数の3日分を購入し、各所属ごとに保管しております。

15. 小規模災害見舞金の対象と支給額を抜本的に引き上げること。また、現物支給品の充実を図ること。

(地域力推進部) 小規模災害時には、プラム蒲田、シャンボール大森のほか3泊4日まで旅館組合と協定を結んで、1次的に住まいは用意しています。また、日赤の毛布、バスタオル等の支給も行っています。ご理解をお願いします。

16. 地域防災力強化を進めるための市民消火隊への理解・啓蒙活動を区が行うこと。補助金の増額等、支援を強化すること。制服等の備品を定期的に支給すること。

(地域力推進部) 防災訓練、各種講習会、防災週間や防災とボランティア週間等の啓発イベントの機会や、「防災チェックブック」等の啓発パンフレットを通じて、区民の皆様に対して市民消火隊の重要性や活動内容の紹介、活動への参加の呼びかけなどの啓発活動を行っております。特に平成27年度は、全戸に配布した「命を守る3点セット」の中でのPRや、防災関係の講習会では「若い世代の方が防災市民組織や市民消火隊の活動に参加する方策」などをテーマに開催いたしました。

市民消火隊に対する支援・助成といたしまして、毎年、防災市民組織に対する助成金の支出に合わせて、市民消火隊の活動費や装備品などに使用していただけるよう110,000円の助成金と訓練1回につき3,000円の特別助成金を助成しております。

また、平成24年度から27年度にかけては、災害時の地域の初期消火能力向上を目的に、スタンドパイプや新型D級ポンプといった資器材を配備する支援をしております。

今後も当該助成金制度による支援を継続してまいりたいと考えております。

17. 児童遊園・公園等に5t槽も含め防火水槽を増やすこと。また、民間マンション業者等に建設の際に設置を義務付け助成をすること。

(地域力推進部) ほとんどの公園で40t以上の防火水槽を設置しております。5t槽では、初期消火には容量が不十分なため、大田区開発指導要綱により、40tの防火水槽の設置を開発業者をお願いしております。

18. 四地域庁舎管内ごとに東糀谷防災公園のような防災公園を設置の検討ではなく計画を作り設置すること。

(都市基盤整備部) 防災公園は、大田区地域防災計画に基づき計画的に設置していますが、現在新たな設置計画はありません。

19. 広域避難場所が一部変更されたが、特に津波や液状化が懸念される多摩川河川敷、羽田空港は変更するよう都に求めること。

(地域力推進部) 避難場所の指定は、都条例に基づき都知事が指定しております。平成25年度に津波被害の想定が懸念される場所についての見直しを実施され、多摩川河川敷六郷橋一帯やふるさとの浜辺公園が指定から解除されました。今回の見直しでは、平成24年度に発表された「東京都の被害想定」や「第7回地震に関する地域危険度測定調査報告書」で、想定される津波による浸水や液状化被害について避難場所連絡協議会において十分検討された結果、指定されたものであり、避難場所として活用できるものと考えております。

20. ヘルプカード(たすけてねカード)は2016年度も引き続き対象者に配布すること。

(福祉部) ヘルプカード(たすけてねカード)については、必要な方への配布を継続してまい

ります。

21. 災害時の在宅医療・介護支援体制の整備について

- ① 医療・介護・障がい者・妊産婦などの災害時要援護者専用の避難所の整備を進めているが、更に拡充すること。要援護者が直接福祉避難所に行けるような体制を整備すること。

(福祉部) 特別養護老人ホームなどの高齢施設や、障がい者施設と災害応急活動に対する協力に関する協定を締結し、福祉避難所の整備を進めているところです。

災害時要援護者が避難生活において各々の特性に応じ、配慮された場所となるよう引き続き整備に取り組みます。

現在、障がい者施設を福祉避難所として指定し、開設訓練等を実施し体制の強化を図っています。また、さぼーとびあについても福祉避難所として指定いたしました。

地域防災計画では被災した方については、まず学校避難所への避難を原則としております。福祉避難所への直接避難できるような体制づくりについては、今後の検討課題といたします。

- ② 災害時要援護者の支援体制について、区の責任を明確にし、実態に合った計画を作成し、避難できる体制を整備すること。

(地域力推進部) 平常時から災害時に備えた「自助・共助」による支援体制の重要性を啓発するとともに、「公助」として災害時要援護者の安全な避難行動支援について、福祉部をはじめ関係部局の役割を明確にし、体制の整備に努めてまいります。

- ③ 災害時の障がい者福祉避難所には、聴覚障がい者情報受信装置(アイドラゴン)、テレビ電話を設置すること。

(福祉部) 障がい特性に配慮した物品の福祉避難所への配備につきましては、優先度を検討しながら設置に向けて検討してまいります。

- ④ 区は常に在宅酸素、人工呼吸器、医療介護機器の利用者を把握し、機器の電源確保のため発電機を確保すること。

(福祉部) 災害時に備え、在宅の人工呼吸器利用者等について訪問看護ステーションなどを通じて把握に努めています。また、災害時の電源確保のため地域庁舎に発電機を整備してまいります。

- ⑤ 医療機関が発電機を購入するための区独自の助成制度を創設すること。区内全ての医療機関が東京都の助成制度を活用できるよう都に拡充を求めること。

(健康政策部) 医療施設の自家発電設備の導入補助につきましては、平成23年度から3年間、都の事業として実施されました。本制度につきましては、耐震化に対する助成等、他の制度や他の業種との関連を含め、全体の課題と受け止めています。なお、区として独自の補助事業を行う予定はありません。

- ⑥ 災害時在宅ケア連携会議に補助を行うこと。

(地域力推進部) 補助の考えはありません。

22. 不燃化事業の名による道路拡幅は住民の合意のもと、これまで以上に努力して進めること。

(まちづくり推進部) 区は、木造住宅密集市街地における避難路の確保を目的として、羽田地区の整備計画に基づき、3本の重点整備路線を6mに拡幅する事業を進めております。道路の拡幅にあたり、沿道地権者を始め、地域の皆様に説明会等を行ったうえで、進めているところ

です。引き続き、計画の趣旨を丁寧に説明するとともに、沿道地権者のご理解、ご協力を得ながら円滑な事業推進に努めてまいります。

二. 震災復興、原発事故から区民の命と健康を守るために

1. 空間放射線量の定期測定は、少なくとも以前行っていたように週1回・区内3ヶ所（東糀谷防災公園、大森地域庁舎、本蒲田公園）に戻すこと。

（環境清掃部）平成23年5月以降、都内では放射性降下物が検出されておらず、空間放射線量測定値が安定している状況であり、月1回・区内1か所での測定を継続いたします。今後、福島第一原発で新たなトラブル等が発生したという情報を得た場合は、都内のモニタリング結果を注視し、結果に変動が見られる場合は、測定箇所や頻度を見直し、即時に対応いたします。

- ★ 2. 放射能汚染から子どもの健康を守るため、東京電力が起こした福島原発事故による放射線量測定や必要な除染、相談窓口設置、健康診断など、いつでも対応できるようにすること。

（環境清掃部）現在、区内の空間放射線量については、定点測定を実施し、測定結果はホームページにてお知らせします。

また、区が所有する施設等において、空間放射線量が特に高い場所があるという情報が入った場合などは、所管部署と連携し、シンチレーション式サーベイメータを用いて測定し、安全の確認を行います。

3. 全区立小・中学校、保育園、幼稚園、児童館、公園、通学路などホットスポット、区内全ての公共施設と公園、河川、農地の放射線量・土壌中の放射能を定期的に測定し、公開すること。

（環境清掃部）区が所有する施設等において、空間放射線量が特に高い場所があるという情報が入った場合などは、所管部署と連携し、シンチレーション式サーベイメータを用いて測定し、安全の確認を行います。

（教育総務部）区内の放射線量の定点測定結果や東京都のモニタリングポストの測定数値から、現時点では問題となる状況ではないと考えていますが、引き続き状況の変化等を注視してまいります。

（こども家庭部）区は毎月定点測定を実施し、測定結果を区のホームページで公表しております。

4. 簡易放射線量測定器を各小・中学校、保育園、幼稚園、児童館などに十分な台数を確保し、いつでも測定できるようにすること。特に保育園、幼稚園、児童館には測定器を置くこと。

（環境清掃部）簡易放射線量測定器（いわゆる「ガイガーカウンター」）での低線量の空間放射線量の測定については、数値が高く出たり、誤差が大きく正確な測定は難しいとされています。

平成23年5月以降、都内では放射性降下物が検出されておらず、空間放射線量測定値が安定している状況です。

状況の変化があった際には、シンチレーション式サーベイメータで対応してまいります。

（教育総務部）平成26年度から、小・中学校が直接、保管している「環境・地球温暖化対策課」へ依頼し、機器を借り受けて測定する体制としております。平成27年度は、貸出実績が2件ありましたが、いつでも測定できる体制を継続してまいります。

（こども家庭部）区は毎月定点測定を実施し、測定結果を区のホームページで公表しております。

5. ホットスポットが私有地にあった場合でも、住民の希望に応じて、区が責任をもって除染をして、東電に対応させること。都用地については、都が責任をもって除染するよう求めること。

(環境清掃部) 私有地内で空間放射線量の測定結果が高い場合、除染方法等の助言を行っています。原則として除染については、区では対応できかねます。

6. 福島県から大田区に避難している子どもたちの甲状腺がん検診は、大田区内で実施すること。また、希望する大田区の子どもの対象にすること。

(健康政策部) 福島県では、福島第一原子力発電所の事故による県民の被ばく線量の評価を行うとともに、県民の健康状態を把握し、疾病の予防、早期発見、早期治療につなげ、将来にわたる健康の維持、増進を図るために、甲状腺検査を含む「県民健康調査」を実施しています。事故当時 18 才以下の全県民を対象にこの検査を行い、成人した後も長期的に経過を観察することとしているため、福島県での検診受診が望ましいと考えます。

三. 不況を打開し、地域経済を守り、区内商工業の営業を守るために

- ★ 1. 区内地域産業への消費税 8%増税の影響調査をし、抜本的対策を進めること。

(産業経済部) 区では、従前より、区内中小企業の景況調査を四半期ごとに実施しております。テーマ別の特別調査を新たに始めるなど内容を充実させ、景気の動向を把握しております。調査内容を分析し、今後の施策につなげてまいります。

- ★ 2. 区内商工業に致命的な打撃を与える消費税の 10%への増税中止を政府に求めること。

(区長政策室) 少子化・高齢化の進展に伴い、生産年齢人口比率の減少が予測される中、社会保障制度の安定財源確保は、重要な課題です。

消費税を 10%へ増税するにあたっては、食料品などの生活必需品の消費税率を低くする軽減税率の導入に向けた実質的な議論も開始されており、そうした動向も併せて見守る必要があるものと考えております。

3. 区内製造業・商店街の実態調査を今年度行ったが、更に訪問により、そこで働く労働者の賃金・雇用形態等の労働実態調査を行うこと。その際全部課長を先頭に行うこと。

(産業経済部) 平成 26 年度に、工業分野では、製造業と関連する業種を含めた全事業所を対象とした「ものづくり産業等実態調査」を実施し、一部の企業には、職員が訪問し取引関係や事業承継等について直接ヒアリングを行いました。本調査の結果にもとづき、27 年度には、地域経済に波及効果の高いコネクターループ企業を中心に訪問し、立地上の課題等についてヒアリングを実施しています。今後も、産業集積の維持発展に向けた各種調査を必要に応じて、実施してまいりたいと考えております。

商店街調査では、商店街の調査に加え、個店、消費者動向など、商店街を取り巻く環境分析なども実施し、商店会長への直接ヒアリングも行っております。調査結果は、空き店舗対策や商店街個々の新たな取り組み、顧客獲得につながる施策の展開など商店街振興策の検討してまいります。

4. 下町ボブスレーの経験に学んで、高い技術とネットワークを守り発展させるため必要な対策を取ること。

(産業経済部) 今年度、区内のものづくり企業と連携して開発を進める研究開発型企業やものづくり企業をサポートする企業の立地を助成する「研究開発企業等拠点整備事業」を創設する

など、高い技術とネットワークを守るための取り組みを、既に実施しています。今後も新たなネットワークの構築や市場を開拓しようとする企業や企業グループに対して、適切な支援を行ってまいります。

5. 住宅リフォーム助成制度の助成率と限度額を 30%・100 万円へ引き上げること。申請数に見合った補正を含めた予算を組むこと。

(まちづくり推進部) 安全、安心、快適なまちづくりと地域経済活性化のため、平成 28 年度予算においては、前年度より 1,000 万円増の 5,000 万円の予算となっています。

なお、助成率と上限額の引き上げは考えておりません。

6. 商店店舗へのリニューアル助成制度を新設すること。

(産業経済部) 商店につきましては、区内の小売業、飲食業、サービス業を営む事業者に対して、公益財団法人大田区産業振興協会が繁盛店創出事業として、店舗デザインや経営指導に実績のある専門家が無料診断やアドバイスを行っています。店舗改善費用の一部について助成する事業です。

平成 28 年度から空き店舗活用等を含む新店舗改装(創業・事業拡張)の場合も対象となる予定です。

この助成制度を活用して、各個店の魅力創出につながっていると考えます。

7. 繁盛店創出事業は空き店舗対策などに活用できるよう対象・内容を拡充すること。

(産業経済部) 平成 28 年度から空き店舗活用等を含む新店舗改装(創業・事業拡張)の場合も対象となる予定です。

その他、産業振興協会が空き店舗対策事業として大田区個店・空き店舗視察会&勉強会も実施しております。

8. ものづくり工場立地助成の助成率の引き上げや、手続きの簡素化をし、利用しやすい制度にすること。

(産業経済部) 「ものづくり工場立地助成」に加え、26 年度から、ものづくり企業の立地継続を支援するため、防音、防臭、防振等の操業環境の改善にかかる経費に対して助成する「ものづくり企業立地継続補助金」を実施しています。さらに、27 年度から、研究開発に特化した企業の立地にかかる経費に対して助成する「研究開発企業等拠点整備事業」を創設しました。今後も、それぞれの目的に合った助成を効果的にご利用いただけるよう、周知すると共に、手続きの簡素化に向けた取り組みについての予算も計上しているところです。

9. 事実上の家賃助成である東糶谷六丁目工場アパートの経営支援を、区内のものづくり集積を守るために区内全中小・零細企業に拡充すること。

(産業経済部) ものづくり集積の維持は、区としても重要課題の一つとして捉えております。家賃助成などの固定費補助は全ての事業者に関わることであり、継続的に企業体力を維持発展させることにつながるとは考えておりません。

10. 経営革新緊急支援事業を復活し、機械のリース代、休業補償等固定費補助等にも適用すること。

(産業経済部) 設備投資助成につきましては、平成 24 年度から 26 年度まで 3 年間実施し、多くの区内企業にご利用いただきました。国及び東京都において同趣旨の設備投資関係の補助制度が実施され、補助率や上限額が区の制度よりも高率・高額であることから、区の制度の利用

件数は減少しております。27年度以降は、これまで助成を受けた企業の効果・検証を行う中で、企業の立場に立ってどのようなスキームが有効か検討し、本制度は実施しておりません。

11. 区が債務保証していた経営支援資金、小規模企業特別事業資金は区内中小企業・業者の最後の命綱という目的に沿って復活すること。責任共有制度導入は撤回することを国に求めること。削減された信用保証料助成の復活と利率引下げを行うこと。年末など特別な時期に特別な対策をとること。

(産業経済部) 区損失補償付融資あっせん制度につきましては、申込み件数が年々減少したことや融資実行後すぐに破たんする事業所が多いことから、本事業の目的である、経営の安定及び改善並びに企業体質の強化を十分果たしていないことを理由に廃止したものであるため、復活させる予定はありません。

責任共有制度は、金融機関に責任ある融資とリスク負担を求めるものです。一方、100%保証の制度枠もありますので、これらの制度を含めて周知を図ってまいります。

保証料補助は、「公害防止資金」「アスベスト対策資金」など、事業者の責任において行うものを補助する意味から、一部の資金のみの取り扱いとさせていただいております。なお、「チャレンジ企業応援資金」及び「開業資金」については、東京都との連携により、東京都の制度を併せて利用した場合、保証料の一部が都から補助されます。

利率については、経済情勢など経営環境をみながら随時見直しを行っております。

また、年末の資金繰り対策として、時限的なあっせん要件の緩和を実施しており、今後も、必要性を判断した上で効果的な取組みを行いたいと考えております。

- ★ 12. 新製品・新技術開発支援事業については、ネットワークの維持や技術の向上のために区が申請段階から丁寧に援助し、全ての申請企業・業者に助成を行うこと。それに対応するため、予算を大幅に増額すること。

(産業経済部) 新製品・新技術開発支援事業の開発ステップアップ助成・実用化製品化助成に関しては、実施にあたり事前に事業説明会を開催するとともに、申請に際しての質問に面談等によりお答えしております。また、募集要項につきましても、よりわかりやすい内容となるようQ&Aや記載例などを見直しました。

助成案件の決定にあたっては、案件の新規性や市場性、申請企業の財務状況等につき有識者等による適確な審査を実施し決定をしております。

従いましてすべての申請案件を採択する考えはございません。

また、助成した製品・技術の市場投入を図るため、企業へのフォロー体制の充実に取り組んでおります。

13. 原発に頼らない再生可能エネルギー関連の技術開発を大田区から進めるため、新製品・新技術開発支援事業とは別の新たな助成制度を創設し、必要なプロジェクトの立ち上げや実用化まで援助すること。

(産業経済部) 中小企業の製品づくり、技術開発を促進するため「新製品・新技術開発支援事業」を実施しております。自然再生可能エネルギーを含めて、様々な分野での製品・技術開発を促せるよう、同事業の中で支援してまいります。

14. 技術マッチング・販路拡大など仕事確保の拠点とするため、区内企業が製作した製品を展示する常設のものづくり展示場を作ること。更に強力に支援する専門家体制を作ること。

(産業経済部) 区内中小企業の特徴のある製品を、産業プラザ2階の観光・情報コーナーで展示しております。平成24年6月に開設した東糀谷六丁目工場アパート(OTAテクノCORE)の4階には、技術継承を目的に、優れた製品の展示スペースを設けております。さらに、本庁舎では、1階ロビーにヘラ絞りで製造した大きな鈴を、3階以上の中央吹き抜けには部品・製品等をモビール状に展示しております。

区内中小企業の取引機会の拡大に向けては、引き続き受発注相談事業や受発注商談会、大手企業との技術マッチング会等、様々な機会の提供を図ってまいります。経営の改善や販路開拓、新事業開拓などに取り組む企業へ経営、経理、法律、販売、技術など多方面にわたる専門家を派遣するビジネスサポートサービスを既に公益財団法人大田区産業振興協会で開催しております。

15. 大企業に対し下請け二法を遵守するよう講習会に留まらず訪問や文書などの方式で指導し、一方的な単価切り下げや仕事打ち切りをやめるよう求めること。また、中小企業・業者にも下請け二法の活用について広報すること。

(産業経済部) 下請け二法の遵守につきましては、大手中堅企業を対象に「下請け代金遅延防止法講習会」を都と協力して実施しております。また、中小企業に対しても、ご指摘いただいたような被害にあったときのために、下請取引等の紛争解決を担当する「下請センター東京」を広報してまいります。

16. 青年の雇用拡大や偽装請負防止など、労働条件の改善のため本庁舎内に労働相談窓口を設けること。また、機会を捉えてポケット労働法を配布し、区施設でも頒布すること。()

(区長政策室) 労働に関する相談につきましては、その内容により相談機関等が設置されているところです。

仕事を探している方は、ハローワーク、シルバー人材センター等の専門機関で、また、労働条件や職場内でのトラブルに関しては、労働基準監督署や東京都労働相談センター、エセナおおた「女性のためのたんぽぽ相談」等の窓口で相談をお受けいただくようお願いいたします。

17. 区の窓口として若者支援課を作り、大田区独自でも39歳までの若年層の雇用支援を行うこと。

(計画財政部) 現在策定中の「大田区まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、若年世代・子育て世代に対して、ライフステージに応じた就労・復職を支援することなどにより、未来を担う若い世代の活力あふれるまちを実現することを掲げています。

若者を取り巻く課題は、就労面、収入面、住まいの確保など多岐にわたっています。これらの多様な課題を持つ若者を迅速かつ適切に支援するためには、雇用支援だけではなく、若年層を総合的に支援する体制が必要と考えます。

各事業の所管課が責任を持って対応することはもとより、必要に応じて関係する窓口が情報を共有し、これまで以上に連携、協力して対応できるよう、若者を総合的に支援する仕組みづくりについて検討を重ねてまいります。

18. 以前東京都が行っていた工業集積地域活性化支援事業については今こそ必要です。東京都に復活を求めるとともに、大田区独自事業として行うこと。

(産業経済部) 区は東京都の「創造的都市型産業集積創出助成事業費補助」を平成21年度から23年度まで活用し、企業の立地促進や開発支援に取り組みました。

24年度から、東京都の「ものづくり産業集積強化支援事業費補助金」を活用し、区は立地促進や設備投資助成、競争力強化事業などに取り組みました。

27年度から、新たに、東京都の「東京都地域産業活性化支援事業」を活用し、高付加価値を生み出すファブレス企業や医工連携等の新産業について、区内ものづくり企業とのネットワーク構築に取り組んでおります。

19. 中小企業の後継者育成は、実態調査でも明らかになったように9人以下の事業所の8割が後継者がいなくて事業継承が困難と回答している。青年を雇用する場合、指導・教育・訓練、その他の材料費として一人年額200万円の助成を3年間すること。

(産業経済部) 中小企業にとっての後継者の確保・育成は重要な課題であると認識しています。

従来から、公益財団法人大田区産業振興協会において「若者と中小製造業者とのマッチング事業」やインターネットでの「求人企業ガイド おしごとナビ」等を実施し、人材確保に取り組んでおります。また、ハローワークと協力し、国の訓練補助制度も活用しております。

20. 第一線を退いた高度技能者の高度人材バンクを創設し、技術継承を図ること。

(産業経済部) 現役世代の高度技能者の技術継承として、平成24年6月に開設した東糀谷六丁目工場アパート(テクノCORE)の4階を、「大田の工匠100人」の表彰者をはじめとした高い技術力を有する技術者の技術・技能承継のフロアと位置づけ、工匠の製品を展示しております。

さらに、平成25年度から、「大田の工匠」による技術指導・相談事業を開始し、技術・技能継承の取り組みを進めております。

21. 区内中小製造業の後継者育成のための学校・保護者・区内製造業との三者交流の機会づくりを強化するため、恒常的な会議をもつこと。

(産業経済部) 産業経済部では、「次世代ものづくり人材育成事業」の中で、小学生を対象に、夏休みを利用し、保護者も参加する産業のまちスクール、ものづくり実践教室などを実施しており、区内企業に協力をいただき中学生には職場体験の機会を提供しております。また、ものづくり体験と小中学校等のものづくりの発表を組み合わせたイベント「ものづくり教育・学習フォーラム」を、教育委員会と共に実施しています。さらに、六郷工科高校には、デュアルシステムによる工場現場で実際に仕事をするプログラムもございます。

こうした取り組みを着実に実施することによって、将来的な後継者育成に努めてまいります。

22. 「中学校のものづくり職場体験」の受け入れ事業所に、謝礼品でなく営業保障としての経済的支援を行うこと。

(教育総務部) 受入事業所の皆様には、安全かつ有意義な職場体験となるよう生徒一人一人に対し、きめ細かい御配慮をいただくとともに、子供たちの望ましい社会性や勤労感の育成に協力くださり心より感謝しています。

職場体験は無理のない範囲で受け入れをお願いしており、営業補償としての経済的支援を行う考えはありませんが、協力企業に対しては、感謝の気持ちとして謝礼品をお渡ししております。

23. 区の発注する物品購入については、区内中小業者を優先して発注すること。

(総務部) 区の発注にあたっては、諸法令に基づき、公正性・経済性を確保しつつ、区内産業の振興及び保護・育成の観点から、区内業者優先により発注しております。

24. 商店街の装飾灯のLED化への区と都の補助の残り(10分の1)へ助成を行うこと。

(産業経済部) 区は、平成 27 年度から都の LED 化補助制度へ、事業により 10 分の 1～5 分の 1 の上乗せを実施しております。

25. 所得税法第 56 条廃止の意見書を国に提出すること。

(区民部) 所得税法第 56 条の規定の目的は、従来の同居親族合算の制度を廃止いたしまして、個人単位の課税制度が採用されたときに、所得税は累進課税を採用していますので、所得の分散等個人単位課税制度を利用した租税回避を防ぐためにこの規定が設けられたものと理解しています。

また、平成 23 年度税制改大綱において、白色申告者の記録水準が向上した場合における現行専従者控除について、その専従者の実態等を踏まえた見直しのあり方を検討することとされています。

本区といたしましては、国税における検討結果が、地方税法における取扱いにも反映されることから、今後の国の動向を注視していきたいと考えております。

また、平成 23 年度税制改大綱において、白色申告者の記録水準が向上した場合における現行専従者控除について、その専従者の実態等を踏まえた見直しのあり方を検討することとされています。

26. 空き店舗を使って創業者支援をし、個店への助成も可能な制度にすること。

(産業経済部) 店舗改善の指導や助成を行う繁盛店創出事業において、平成 28 年度から空き店舗を使った創業につきましても対象といたします。

また、創業支援事業における賃貸事業所賃料助成でも、空き店舗活用の場合は平成 28 年度から 1/2 の助成率といたします (平成 27 年度 1/4)。協会

27. 大型小売店の進出から商店街と地域住民の環境を守るため、大型店影響調査を行なう等、区独自の条例をつくること。

(産業経済部) 大型店の進出に伴う商店街や地域住民への影響については、届出の内容により、関連部局や大田区商店街連合会に情報提供を行う等、引き続き関連部局や関係団体と連携して対応しております。

28. 区内商店街振興のために、指定管理者制度、民間委託された特養ホームや保育園等が、近隣の商店街から物品・食材購入をしているか実態調査をし、購入を促進するよう区が対策をとること。

(福祉部) 区立特別養護老人ホームの食材購入については、区内産業振興の観点から、従前より大田区商業協同組合からの購入を働きかけ、協力を得ています。

(こども家庭部) 区立保育園の委託に際し、従来と同様近隣の商店等から給食食材等を調達しております。

また、児童館等では、おやつなどの食材購入を近隣の商店を利用して購入しております。

29. 商店街の活性化として、商店会だけでなく個店が実施する高齢者への宅配事業等への支援をすること。

(産業経済部) 個別店舗が行う宅配事業について、現時点では支援をすることは考えておりません。

★ 30. 大企業応援であり区内中小企業への支援にならない国家戦略特区の指定地域から撤退し、羽田空港対策基金を区内中小企業支援に使うこと。

(区長政策室) 空港跡地については、平成 27 年 7 月に羽田空港第 1 ゾーン整備方針を策定し、新産業創造・発信拠点の形成を進めていくことといたしました。この方針では、跡地に多様な人、モノ、情報を集め、区内中小企業がその集積に接する機会を創出することによって、区内中小企業の先端産業分野における開発への参入機会を創出することとしております。新製品開発に直接参加することで、技術力向上や、試作・加工の注文が増加することが期待されます。また、そうした試作・加工を下支えする仕事が、他の区内中小企業に求められる場面も想定されます。さらに、そうした活動で得た成果を国内外に発信することで、さらなるビジネスチャンスの獲得につながると考えております。

四. 区民の暮らしと健康を守るために

- ★ 1. 区民の所得減や社会保障の負担増に加えて消費税 8%への増税は、区民の暮らしを直撃している。実態調査を行い、対策をすること。

(区長政策室) 国では、所得の低い方や子育て世帯の負担を緩和するため、臨時福祉給付金、子育て世帯臨時特例給付金の措置を講じています。区においても、この給付金を円滑かつ適正に支給できるよう事務を行っており、実態調査を行う考えはありません。

- ★ 2. 10%への消費税増税の中止を政府に求めること。

(区長政策室) 少子化・高齢化の進展に伴い、生産年齢人口比率の減少が予測される中、社会保障制度の安定財源確保は、重要な課題です。

消費税を 10%へ増税するにあたっては、食料品などの生活必需品の消費税率を低くする軽減税率の導入に向けた実質的な議論も開始されており、そうした動向も併せて見守る必要があるものと考えております。

- 3. 応急小口資金の保証人なしの貸付額を 10 万円から当面 20 万円まで拡大すること。失業中でも活用できるようにするなど、貸付条件を緩和すること。

(福祉部) 緊急性が高く小額の貸付については、より迅速な貸付に努めています。保証人不要の限度額は、平成 21 年度に 10 万円に引き上げました。また、失業中でも採用が決まり、給与支給までの短期間の資金の貸付には対応しております。

- 4. 国民健康保険の改善について

- ★ ① 高すぎる保険料を値下げするため、国庫補助を増額するよう国に求めるとともに、東京都にも財政支援を求め、大田区でも支援を強化すること。また、保険料値上げにつながる広域化に反対すること。

(区民部) 国庫負担を充実し、国保の財政基盤の強化拡充と被保険者の保険料負担軽減を図ることについては、全国市長会を通じ、繰り返し求めております。

東京都に対しても、既に財政措置の充実強化を要望しており、重ねての要望は考えておりません。

平成 26 年度、大田区では一般会計から国保会計へ約 90 億円（前年度比 7 億円増）を繰り入れています。国保への支援をさらに強化することは、他の医療保険制度に加入する区民との公平性の観点から考えておりません。

平成 27 年 5 月国民健康保険法が改正され、平成 30 年度から都道府県は国民健康保険の共同保険者となり、財政運営の責任主体となって国保運営に中心的な役割を担い、制度を安

定させ、国保事業の効率化・広域化・標準化を推進することになりました。

国民健康保険の運営のあり方の見直しにより制度の安定化を目指すものであり、保険料の値上げにつながるものとは考えておりません。

- ② 滞納解決は、資格証発行ではなく生活実態を十分に配慮し、失業、倒産、廃業により収入が激減した区民に対して、国保料などの減免を適用できるよう制度の拡充を図り、資格証は発行をせず無保険にならないよう対策を講じること。また、生活や営業に支障をきたすような差し押さえはしないこと。

(区民部) 倒産、解雇、雇止めなどの離職に伴う国保加入者の保険料の軽減措置をはじめ、国保料などの減免については、大田区報、区ホームページ、国保年金課で発行している「おおたの国保」などで繰り返し周知しています。

保険料などの減免を区独自で行うことは、他の医療保険に加入している方との公平性の観点から考えておりません。

国保料の納付が困難な方には、納付相談をお受けし、生活状況を伺い、特別な事情があるかを充分お聴きして対応しています。

- ③ 国民健康保険の出産育児一時金と同様の大田区が支払う委任払い制度を、他の医療にも拡大するために関係医療機関等と調整すること。区民の負担を軽くするため委任払いと限度額認定証の制度を区民へ周知徹底すること。

(区民部) 委任払い制度を出産育児一時金と同様に他の医療給付にも拡大することは、関係医療機関等との調整が必要で国保制度全体として取り組むべきものであり区独自で実施することは困難です。出産育児一時金の直接支払制度、受取代理制度や高額療養費、限度額認定証の制度については大田区報、区ホームページ、国保年金課で発行している「おおたの国保」などで繰り返し周知しております。今後も、わかりやすく丁寧な説明に努めて参ります。

- ☆④ 国からの国保基盤強化基金を全て国保料値下げに活用すること。

(区民部) 平成 27 年度、国が 1700 億円を国保保険者に交付するとしているのは、均等割保険料 5 割・2 割の軽減措置の拡大に伴い区市町村の負担分が増えることに対する保険者への財政支援です。国は、国保の構造的な問題の解消に向け、国保以外の他の医療保険者には補助率の引下げなど見直しを行う一方で、国保保険者に対しては財政強化を図り、国民皆保険の基盤である国民健康保険制度が将来にわたって持続できるよう支援を強化したものです。国保料値下げに活用することは考えておりません。

5. 生活保護について

- ★① 生活保護基準(生活扶助・住宅扶助)引き下げの撤回と、生活保護費の全額を国費で行うことを国に強く申し入れること。

(福祉部) 生活保護基準は、民間最終消費支出の伸び率を基礎とし一般国民の消費水準と調整の上、国で算定されており、要望等をあげる考えはありません。また、生活保護費を全額国費負担とするように、従来から区長会等で要望しています。

- ② 生活保護世帯の見舞品(夏季・冬季)を復活し、物品は原則として区内中小業者から購入するため区内共通商品券を支給すること。

(福祉部) 見舞品を復活する考えはありません。

- ③ 生活保護の老齢加算を復活することを国に要望すること。

(福祉部) 老齢加算の復活を国に要望する考えはありません。

- ☆ ④ 生活福祉課に生活保護は誰でも受けられることを周知するポスター等を掲示し、「相談カード」の理由欄に「生活のこと」だけでなく「生活保護のこと」を加えること。

(福祉部) 生活相談に来所された場合、面接担当職員が生活状況を十分伺った上で、生活保護の申請が必要であると判断するか、ご本人の生活保護申請意思を確認できれば、生活保護の申請をご案内しています。相談カードで選択いただく相談内容(理由欄)は参考であり、項目等様式を変更する考えはありません。

- ⑤ 生活保護申請書を窓口置き、申請しやすくすること。

(福祉部) 生活相談において、面接担当職員が生活状況を十分伺った上で、申請の意思があれば申請書をお渡ししております。

- ⑥ 受給者の実態を無視した一方的な就労支援・一時停止・廃止はしないこと。

(福祉部) 就労阻害要因がない生活保護受給者に対して、就労に向けての援助、必要な指導や指示を行っています。また、指導や指示は受給者の状況に基づき行っておりますが、生活保護を適正に実施する上で必要な指導や指示に正当な理由なく従わない場合には、保護の停止や廃止等の不利益処分を行うこともあります。

- ⑦ 住宅扶助は居宅保護の原則を守ること。

(福祉部) 居宅保護の適否は、受給者の方と十分にお話し、生活状況等から居宅生活が可能であるかを検討した上で判断しています。

- ☆ ⑧ 無料低額宿泊所や簡易宿泊所の現状を把握し、環境の改善を図るため区が運営事業者を指導すること。また、やむを得ず滞在させた場合、長期にさせず、居宅保護に移行すること。

(福祉部) 無料低額宿泊所は、社会福祉法に規定される第二種社会福祉事業の1つで、都保護課が所管しています。設置・変更申請に対して都が現地調査を行い、居室面積等により月額利用料等の基準を設定しています。一方、簡易宿所は旅館業法に規定され、同法に基づき指導等がなされています。

いずれの施設も生活保護受給者が利用する場合、職員が現地に赴き状況を確認しています。また、居宅生活が可能と判断できれば本人の意向を確認しつつ、アパート等への転宅を指導しています。

- ⑨ ケースワーカー等の生活保護に係る人員の増員を図ること。警察官OBの配置をやめること。

(福祉部) ケースワーカー等の現業員は、社会福祉法に規定された保護世帯数に応じた適切な配置となるよう努めております。

また、生活保護業務支援専門員は、福祉事務所窓口における落ち着いた相談環境の維持等に寄与しており、不可欠な職種と認識しています。

- ⑩ 生活保護制度を正しく理解するため、大田区報への定期的掲載や「生活保護特別号」を発行するなど広報を強化すること。

(福祉部) 区民の方が生活にお困りになったときの相談については、くらしのガイド、区のホームページに掲載しています。実際の区窓口や電話での相談では、管轄の各生活福祉課を案内しています。今後もこれらにより周知を図っていきます。

- ⑪ エアコン購入のため生活福祉資金が活用できるようになったことを「生活保護のしおり」に明記し、受給者に説明をすること。

(福祉部) エアコンの購入費用については、他の電化製品と同様に生活扶助費に含まれており、原則として、家計のやり繰りによって対応いただくものです。社会福祉協議会の生活福祉資金は、運用が変更され、真にやむを得ない事情があり、本人に返済能力があれば、担当者が説明しています。ただし、貸付基準や貸与決定は、社会福祉協議会が担っております。

- ⑫ 生活保護受給者が医療に係る際の自己負担分がある場合は区独自で助成し、国に制度の改善を要望すること。

(福祉部) 生活保護受給者の医療費は、原則として全額医療扶助によって賄われています。しかし、医療扶助のみを受給する場合には、世帯の収入状況により自己負担が発生しますが、保護の実施要領に基づくものであり、大田区独自の助成や国への改善要望は予定していません。

- ⑬ 大田区独自の法外援護である入浴券支給事業は、以前の年 50 枚に戻すこと。

(福祉部) 生活保護世帯の入浴に要する経費は、元々、生活扶助費に含まれております。自宅に風呂の設備がなく、巡回入浴サービス等も受けていない方を対象に、ケースワーカー等が確認の上、年に 1 回入浴券 30 枚を支給しております。大田区独自の法外援護であり、支給枚数を増やす予定はありません。

6. DV 被害者への支援を強化し、緊急避難所を増やし、母子・父子自立支援員の増員・研修の充実をはかること。

(福祉部) 母子・父子自立支援員は、各課の相談件数、処理件数を踏まえて適切に配置しています。研修については、東京都の研修をはじめ、研修参加の機会を増やすとともに、OJT の充実に努めています。

緊急避難が必要な方については、関係機関と十分連携を取り、必要な対応を行っております

7. 大田区特定健診について

- ① より区民が受けやすくなるよう期限をなくし通年実施し、夜間・休日にも実施できるよう医療機関を支援すること。後期おおた未来プランで受診目標を引き下げず、2018 年度まで 65% 実施を医療機関と協議し、区が責任を持つこと。

(区民部) 特定健診受診期間の拡大については、受診機会の拡大の一つとして従前から取り組んできています。受診期間は対象者(40~74 歳)の抽出確認作業及び郵送準備の関係から 6 月に開始し 3 月末までとしています。健診開始時期の前倒しの工夫については今後も研究してまいります。土日・夜間に受診できる医療機関については一覧表にまとめ掲載し、ご案内をしています。引続き受診率向上に努めて参ります。

- ② 認知症の早期発見・早期治療のため、認知症の検診を医師会・医療機関等とよく協議をして、特定検診、長寿検診に取り入れること。医師会でモデルケースとしてすでに実施されているので意見を聞くこと。

(区民部) 医療保険者が実施する特定健診・長寿健診の健診項目については「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき生活習慣病に関する健康診査と規定されており、特定健診項目に認知症の検診項目を組み合わせることはできません。また、国民健康保険の保険者として認知症検診を特定健診と同時に実施する考えはありません。

認知症検診については、医療保険の視点の外に高齢福祉や介護予防からの視点がありますので、医療保険者として、国をはじめ関係機関の動向には充分注視してまいります。

- ★ 8. がん検診は一部自己負担導入により受診者が減少したため、検診の一部自己負担を無料に戻し、希望者全員が受診できるよう、受診期間を制限しないこと。

(健康政策部) 自己負担導入後も、がん検診受診者数は増加傾向にありますが、一部のがん検診で減少が見られ、その中でも国が推奨する5つのがん検診では、乳がん検診に減少が見られます。しかし、今年7月から11月の乳がん検診は、昨年度実績を超えており、最終的には、自己負担導入以前の実績も上回ると見込んでいます。また、受診期間は、胃がんと肺がん検診でH27年度に2か月延長しております。

以上によりH28年度がん検診は現状維持で実施予定ですが、今後も各がん検診の実施体制については、各医師会と協議を重ねてまいります。

9. 医師会・医療機関等とよく協議をして、区独自で胃がん検診に負担の少ないペプシノーゲン検査の導入や、ピロリ菌の検診も追加する検討を進めること。

(健康政策部) 当該検査については胃がんの発生リスクを知り、層別化することで、リスクに応じた検診を提供できる可能性があるものの、現時点では死亡率減少効果を示すエビデンスが十分でないため更なる検証が必要であるとされています。国の動向を注視しつつ、引続き医師会や医療機関との連携に努めてまいります。

10. 障害者医療費助成制度対象者以外も含め、区内在宅酸素療法患者全員に電気代を助成すること。

(福祉部) 区として独自に在宅酸素療法患者に電気代を助成する考えはありません。

11. 一部自己負担となったアスベスト検診を希望者全員に無料でおこなうこと。

(健康政策部) 区では19年度に、以前アスベスト関連工場があった場所の周辺住民を中心に、アスベスト健康調査を実施しました。これについては、短期間に調査結果を公表する必要性から、できるだけ多くの方に受診してもらうために無料としました。

21年度からは、ご自身の健康管理の一助として、区民のだれもが受けられるアスベスト健診を実施していますが、負担の公平性から自己負担金1,000円をお願いしております。なお、前年までのこの検診で胸膜プラークの所見が認められた方に関しては、自己負担免除としております。

12. 70歳以上で定期接種の対象とならない年齢を含め全ての高齢者に、肺炎球菌ワクチンなどの任意ワクチンを区独自の全額公費負担で行うこと。

(健康政策部) 高齢者を対象とした肺炎球菌ワクチンは、平成26年10月1日付で定期接種化されました。70歳以上で定期接種の対象とならない年齢には、区独自に一部費用助成を行っています。

13. 中小病院の廃業が深刻となっており、区民の命と健康を守るため中小病院存続に区も責任を果たすため、具体的支援策をすること。

(健康政策部) 区内病院につきましては、平成22年度以降、2つの病院(蒲田リハビリ、牧田分院)が新規開設された一方、3病院が廃院(大森記念、洗足池、羽田共生)という状況となっています。大田区としましては、今年度、区民に必要な医療を確保する観点から、医師をメンバーとする「おた地域医療検討会」を開催いたしました。

14. 地域医療機関の深刻な医師・看護師不足を解決するため、人材確保の支援をすること。区独自で看護師などの就職説明会(就職フェス)を開催すること。看護師等確保のための保育体制確

保や家賃補助を実施し支援をすること。

(健康政策部) 医師、看護師の人材確保に関しては、一義的にはそれぞれの医療機関の努力により確保するものと考えています。大田区入院医療協議会看護師専門部会では、平成24年度から「レッツ・リナース 看護師再就職相談会」を実施し、平成26年度から1回増やし年2回の開催をしております。また、平成28年度には、都と合同で看護師再就職相談会を実施する予定です。

15. 東京蒲田医療センターは成立した存続法の早期実施を求めるとともに、医師による分娩を早期再開すること、小児医療の充実を国や東京都に引き続き強力に働きかけること。

(健康政策部) 蒲田総合病院に関しては、平成26年4月より、運営主体が独立行政法人地域医療機能推進機構へ移管され、東京蒲田医療センターとなりました。分娩機能の再開につきましては、引き続き病院に区の実情を伝え、再開に向けて努力するようお願いしてまいります。

16. 区内全ての医療施設は災害時に重要な役割を果たす施設であり、公共施設と同様に耐震化工事を区が責任を持って行うこと。

(健康政策部) 医療施設単独の耐震化工事への助成については、都の制度や他の業種との兼ね合いも含め、全体としての課題と受け止めております。

(まちづくり推進部) 災害時に必要な病院等に関しては、東京都福祉保健局が所管しており、災害拠点病院等の指定を行っています。また、東京都は、都内の病院を対象として、耐震化助成事業をもうけ、耐震化を進めています。

一般の診療施設を含め住宅以外の非木造建築物については、大田区の助成制度があり、耐震診断に対し100万円を限度として助成しています。設計・改修工事については、延べ面積1000㎡以上かつ3階建て以上の耐火または準耐火建築物で倒壊した際に周辺の市街地に及ぼす影響が大きいものであること等の要件に該当する場合に、設計100万円、改修工事350万円を限度に助成しています。緊急輸送道路沿道建築物の場合、助成額が加算されます。

引き続き、対象となる施設に応じた助成制度を活用することにより、耐震化を進めてまいります。

17. 大田区地域医療連携ネットワーク構想はシステム構築を区が率先して行い、区独自の施策を立てること。

(健康政策部) 区内医療機関の間で、患者本人の了解の下、カルテなどのデータを共有し、連携して医療にあたることは、大変有意義なことと考えます。データの共有、伝送に関しては、その前提となる電子カルテの導入が進んでいないこと、個人情報の保護をいかに徹底していくか、区外医療機関など広域的な連携調整をどう行うかなど、解決しなければならない課題が数多くあります。病院等も含めた広範囲の医療情報の電子化、共有化については、今後の動向を注視してまいります。

- ☆ 18. 無料低額診療事業を行っている医療機関に対し区が助成を行うこと。

(健康政策部) 無料定額診療事業に関しては、社会福祉法第2条第3項第9号の規定のに基づき、生計困難者が経済的な理由によって必要な医療を受ける機会を制限されることのないよう、無料または低額な料金で診療を行う事業で、第二種社会福祉事業として位置づけられています。無料定額診療事業を実施する主体に対しては、法人税や固定資産税等の税制優遇措置が取られていることから、区として独自の助成を行う考えはございません。

19. 荏原病院は東京都医療保健公社が経営する病院になったが、医師・看護師不足による一部病棟閉鎖が続き、分娩取扱い数も都立時代と比べ半減している。医師・看護師を確保し、閉鎖した病棟を再開し、分娩取扱い数を増やすこと。また、都立に戻すよう都に求めること。

(健康政策部) 荏原病院は、都立から公社経営に転換した後も、地域の中核病院として高度専門医療を提供するとともに、救急医療、災害医療や感染症医療などの行政的医療も継続して実施しております。病院に対しては、適正な運営が図られるよう、今後も要請してまいります。

20. 小児緊急医療体制の機能充実のために医師出動費の増額をすること。また、小児救急体制支援事業の医師人件費支援策は来年度復活すること。

(健康政策部) 小児救急医療（平日準夜小児初期救急診療）は東邦大学医療センター大森病院に委託し、区内3医師会のご協力を得て実施している事業で、平成22年度に委託料の増額をしております。これとは別に、小児救急医療現場の疲弊を改善し、小児救急医療の充実を図るため、大田区小児救急支援事業を平成24年度から3年間実施しました。

小児救急支援事業については、緊急的に実施するものであることから、当初予定通り平成26年度で事業終了しました。関係者と共に事業の検証を行った結果、事業効果として医療現場の疲弊が一定程度改善されました。

21. 区民の健康相談とサポート、健康増進活動、夜間診療などのための健康プラザをつくること。

(健康政策部) 区民の健康づくりの推進には、健康政策部全体で取り組んでいます。区民にとって身近な各地域健康課では乳幼児健診や健康相談・健康教室を行っています。また、区内の医師会や歯科医師会、薬剤師会に委託して、平日夜間・休日・土曜診療体制を整えています。

現在、健康プラザを設置することは検討しておりません。

22. 医師会から提案されている地域包括ケアを実現するために複合施設創設を区として検討すること。

(健康政策部) 「地域包括ケア複合施設」につきましては、平成25年7月に蒲田医師会から提案がありました。

国が推進している地域包括ケアシステムは、住み慣れた地域の中で医療・介護のサービスを受けながら、安心して生活していく仕組みを構築することと認識しています。

高齢者の住まい・医療・介護を支える機能を一か所に集中してサービスを提供する「地域包括ケア複合施設」の考え方は、施設の設置場所、整備手法、運営方法や財政的な問題等から、直ちに実現するのは困難と考えます。

しかし、頂いた提案は貴重なものであり、大田区の施策展開に参考にさせていただいております。

23. 大田区議会が全会一致で採択した請願に基づき、診療所ではなく総合病院の誘致を積極的に行うこと。

(健康政策部) 平成27年度末に「おおた地域医療検討会」から地域医療に対する区の施策の方向性について提言をいただくので、その結果も踏まえながら、医療環境整備の取り組みを続けてまいります。

24. 熱中症予防のために、生活保護世帯以外の低所得者世帯にクーラー設置・修理費の助成と電気代の助成を更に内容を拡充して行うこと。また、クールネックを毎年配布すること。

(福祉部) 熱中症は、高齢者がかかりやすい傾向がありますが、適切な予防により防ぐことが

できるため、正しい知識の指導、啓発に努めております。継続して周知することによる啓発効果を見込み、平成 28 年度も今年度同様に実施する予定です。

- ☆ 25. 後期高齢者医療保険加入者にも、国民健康保険加入者に行っているプール利用引換券配付と同様の事業を行うこと。

(区民部) 後期高齢者医療制度被保険者の「夏季区営プール利用引換券」の配付につきまして、利用率が低く平成 24 年度で事業を終了させていただきました。

区では健康を保持・増進するための事業として「水中ウォーク」講習会や「いきいき公園体操」など各種の事業を実施しています。また、(公財) 大田区体育協会では初心者スポーツ教室として「水泳教室」を実施しております。

五. 尊厳ある生をまっとうするための介護保険に

- ☆★ 1. 医療介護総合法により今年度から要支援 1・2 が国の介護保険事業から外され、要介護 3 以上が特養の入所要件となり、一定の所得があれば利用料が 1 割から 2 割に倍増した。これらの制度改革を元に戻すことを国に求めるとともに、区が独自で現行サービスを継続実施すること。

(福祉部) 医療・介護総合確保推進法は、持続可能な社会保障制度の確立を図るための措置として、医療体制の構築と地域包括ケアシステムの構築を通じ、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため、介護保険法の改正などを行うものです。この改正による新しい総合事業は、全国一律の予防給付である要支援 1、2 の方の通所介護・訪問介護サービスを自治体が行う地域支援事業に移行するものです。区は、平成 28 年 4 月の新総合事業の実施に向けて準備に取り組んでおります。利用者の皆様には、既存のサービスに加え、多様なサービスを提供し、利用者の選択の幅を広げ、利用者皆様に真に必要なサービスにつなげる仕組みを構築します。

また、急速な高齢化に伴い、介護保険制度を継続的に維持するためには、負担の公平化を図る必要があるため、一定以上の所得がある方は負担割合を 2 割に改正しました。なお、利用者負担には月額上限があることから、負担割合が 2 割になっても、必ず負担が 2 倍になるものではありません。

特別養護老人ホームは、優先入所制度により、要介護の重い方を中心に入所していただいております。現行でも要介護 1・2 の方で入所の必要性が高い方(特例入所の要件に該当する方)は入所できる制度となっております。

- ★ 2. 低所得者にたいする保険料・利用料の区独自の減免制度をさらに拡充すること。

(福祉部) 住民税非課税世帯の保険料は、所得段階別の保険料制度により配慮がされています。その上で、大田区独自に、世帯の収支状況を考慮した保険料減額制度を実施しております。

介護サービス利用料の区独自施策については、住民税非課税世帯で要件を満たす人を対象に、21 年 7 月より利用者負担軽減制度を既に実施しております。

3. 生活援助時間短縮分について区が支援し、必要な介護サービスが確保されるよう努めること。

(福祉部) 訪問介護における生活援助については、サービス提供の実態を踏まえた上で、そのニーズに応じたサービスを効率的に提供する観点から、時間区分の見直しが行われております。

介護に従事する限られた人材を効果的に活用し、より多くの利用者に対して、適切な生活援助サービスが提供されるよう、介護報酬改定の趣旨の周知を図ってまいります。

- ★ 4. 低所得者、特に国民年金受給者でも入所できる特別養護老人ホームの増設計画を作り、小規模

を含めて増設すること。特に特別養護ホーム待機者は、2015年9月現在で約1,500人という状況である。介護基盤計画を見直し、待機者に見合った計画にすること。

(福祉部) 特別養護老人ホームは、現在区内に13施設1464床ありますが、平成28年度開設に向け、3施設195床の整備を進めております。さらに、矢口三丁目に30床、千鳥二丁目に84床程度の整備計画に着手したところです。

今後とも待機状況や利用状況等をもとに必要数の把握に努め、民間事業者による計画的な整備を進めてまいります。

5. 老人保健施設・緊急ショートステイの拡充、認知症グループホームを当面100ヶ所増設すること。小規模多機能施設を増設すること。公有地の活用を図り基盤整備計画をつくり推進すること。

(福祉部) 老人保健施設については平成28年開設に向け116床の整備を進めてまいります。緊急ショートステイは、区として現在5床確保しているほか、平成27年度の介護保険制度の改正により、緊急短期入所に係る加算については、緊急時の円滑な受け入れが促進されるよう見直しました。

認知症高齢者グループホームについては、大田区は整備数、整備率ともに23区の中で上位にあり、今後も第6期介護保険事業計画に基づき整備を進めてまいります。

公有地については、高齢者施設の整備に向けて、区のみならず、国や都といった公有地情報の収集にも努めてまいります。

6. 認知症グループホーム開設時の区独自の助成制度を創設すること。また、運用開始後に利用者が入院すると介護報酬が入らないなどの厳しい経営状況を支援し、利用者の負担増にならないようにすること。

(福祉部) 大田区は、23区において定員数、施設数とも上位であり、整備率も平均を上回るなど、これまで順調に整備を進めております。さらに、本年度から地域医療介護総合確保基金を活用した開設準備経費の助成を設け一層の整備促進を図っております。補助金を活用していない施設もあり、区独自の補助制度を設ける考えはありません。

また、利用者が入院した場合、居室の空き期間を利用したショートステイ制度もありますので事業者が制度を活用することは可能となっております。

7. 障がい者（ことに視覚、聴覚障がい者）が安心して生活できる介護施設をつくること。

(福祉部) 高齢に伴い視力や聴力が衰えても、施設内で生活を継続している方もおります。急速に高齢化が進む中で、障がいの有無に関わらず、入所者の個々の状況に応じて適切な介護サービスを提供していくため、介護従事者の質の向上や、介護と障がい部局との連携等について、区としても積極的に取り組んでまいります。

8. 介護労働者は低賃金、厳しい労働実態となっているため、実態を把握し介護報酬の引き上げを国に求めることや区独自でも引き上げを行うこと。また、借り上げ住宅制度新設など、抜本的な支援策を進め、利用者のサービス低下につながらないようにすること。

(福祉部) 平成27年度介護報酬改定については、国が賃金・物価の状況や介護事業者の経営状況などを踏まえ、全体でマイナス2.27%の改定率となりましたが、介護職員の賃金は、これまでの処遇改善加算に新たに月額1万2千円程度を上乗せし、合計で2万7千円程度の引き上げを行っております。大田区としましては、処遇改善加算については介護保険制度の中で適用さ

れるべきものと認識しております。

また、処遇改善加算に関する実態把握については、給付実績をもとに実態の把握に努めてまいります。

9. 介護サービスは、日中独居・同居家族の有無など、高齢者の実態に合った適正なものとする。また、病院の待ち時間などをサービスの対象とすること。

(福祉部) 介護保険給付は、被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものです。引き続き適正な介護給付に努めてまいります。また、単なる待ち時間については、介護保険給付の対象にはなりません。

10. 地域包括支援センターについて

- ★① 不足している地域包括支援センター(さわやかサポート)は、少なくとも中学校区に1つ(28か所) 作ること。区民への広報に努め、全ての高齢者に郵送で知らせるなど、周知徹底をはかること。

(福祉部) 地域包括支援センター(さわやかサポート)については、地域に身近な特別出張所の区域を基本に設置することで、地域力を活かした高齢者を支援する体制づくりを進めていることから、中学校区ごとに設置する考えはありません。なお、特別出張所の区域に設置されていない「田園調布地区」に、平成28年4月にさわやかサポートを新設します。

区報やホームページなどの広報媒体での周知や、高齢者見守りキーホルダー登録事業をはじめとする高齢者見守りネットワークを推進する中で、周知を行っています。

- ② 利用しやすいバリアフリーに配慮した施設にするため、全て1階に設置すること。

(福祉部) 高齢者をはじめとする利用者が、更に利用しやすい施設となるよう努めていきます。

- ☆③ 高齢者見守り体制の充実のため、見守りキーホルダーの対象者全てが登録するよう区民に周知すること。見守りコーディネーターについて、高齢化が進む中で、地域の高齢者支援の拠点として、その役割発揮ができるよう仕事量に見合う人員配置を行うこと。

(福祉部) 高齢者見守りキーホルダー事業は、区内在住の65歳以上の方全てを対象としており、費用も無料としています。区はあらゆる機会を捉え、この事業の周知を図り、登録率のアップを図っています。

人員配置については、担当区域の高齢者人口の規模など地域の状況に応じた人員を配置しています。なお、見守りコーディネーターは、継続的な地域とのネットワークづくりを引き続き行っています。高齢者の見守り体制の構築は見守りコーディネーターを中心としながら、さわやかサポート職員全員で組織的に行っています。

- ☆☆④ 老人いこいの家と(仮称)大田区シニアステーションとともに進める要支援1・2の方への新総合事業の介護通所サービスはやめること。

(福祉部) 新総合事業では、週1回の通いの場を充実することで、利用者にとって多様なサービスを提示し、選択することが可能となるため、区は適切に実施してまいります。

11. 要支援1・2の方への新総合事業の介護通所サービスは従来通り継続すること。

(福祉部) 新総合事業では、週1回の通いの場を充実することで、利用者にとって多様なサービスを提示し、選択することが可能となるため、区は適切に実施してまいります。

12. 調査公表手数料は介護保険制度で規定しているにも関わらず介護保険事業所の負担となってい

るため、補助を実施すること。

(福祉部) 介護サービス情報の公表制度は、利用者がより適切に事業所を選択できるよう支援する仕組みであり、選ばれる個々の事業者も受益者となることから、手数料を徴収することとなっています。このような制度の趣旨から、補助の実施をする考えはありません。

六. 子育て支援・高齢者・障がい者福祉のために

子育て支援のために——保育園に関係すること

1. 保育の公的責任と質を守るため、区立保育園の民営化計画や、給食調理の民間委託を中止し、元に戻すこと。

(こども家庭部) 多様な保育ニーズに応えるためには、民間の活力や創意工夫を活かし、柔軟で機動的な保育サービスを提供していくことが必要です。区立保育園については、18園を地域の保育水準向上のための拠点園と位置づけ、その他については順次民営化していきます。

また、保育園給食についても、「保育園における給食調理業務委託の推進方針」に基づき職員の退職状況等を勘案して調理業務の民間委託を進めてまいります。

- ★ 2. 来年度までに認可保育園を希望した全ての児童が入園できるようにすること。それに見合う認可保育園の増設をすること。

(こども家庭部) 増加する保育ニーズに的確に対応していくためには、多様な手法を駆使しながら保育サービス基盤の拡充を図っていくことが不可欠です。

保育を必要とする子どもが適切な保育サービスを利用できるよう、認可保育所に加え、小規模保育所、認証保育所、グループ保育室などの整備を着実に進めてまいります。

今後も、多様な保育ニーズに対応した、保育サービス基盤の拡充に全力で取り組んでまいります。

3. 待機児解消は、認可保育園とし、都知事も進める国・都・区の遊休施設や公有地、民有地活用などで、増設すること。

(こども家庭部) 増加する保育ニーズに的確に対応していくためには、多様な保育ニーズに対応した保育サービス基盤の拡充を図っていくことが不可欠です。このため、認可保育所のほか、認証保育所、小規模保育所、グループ保育室等の整備や事業所内保育所の開設支援等を進めてまいります。

未利用地となっている公有地を活用した保育所の整備につきましては、今後も地域の保育ニーズなど、待機児解消対策としての有効性を見極めた上で、総合的に判断してまいります。

- ☆ 4. 育児休業から復帰した園の職員、また子どものいる職員を雇用している場合の職員調整のための補助をすること。

(こども家庭部) 平成27年度からは、保育の質の向上及び子育て中の職員の勤務軽減等を目的とし、法外援護費において常勤・非常勤を問わず国及び区の基準を超えて施設独自の保育士を配置している場合に、特例保育の人数に応じて加算の対象としております。

- ☆ 5. 東京都民間社会福祉施設サービス推進補助の地域子育て推進加算で廃止になった補助項目について、大田区で補助する仕組みを構築すること。

(こども家庭部) 東京都では、社会福祉法人等が設置する保育所を対象とした「旧東京都民間

社会福祉施設サービス推進費補助」を平成 27 年度より廃止し、新たに「保育士等キャリアアップ補助」及び「保育サービス推進事業」が創設されました。

「保育サービス推進事業」の見直しにおいては、特別な配慮が必要な児童への支援の充実を図るため、「障害児保育」、「アレルギー児対応」、及び「外国人児童受入れ」の補助単価を増額する一方、地域子育て支援推進加算については、一部廃止した事業があると認識しております。

なお、東京都では、地域子育て支援加算の廃止により施設運営に過度な影響が生じないように、激変緩和のための対応を行うと聞いております。

地域子育て支援は新制度において「地域子ども・子育て支援事業」に位置づけられ、区市町村が地域の実情に応じて実施することとされており、法外援護費の「保育所地域活動事業（世代間交流等事業、異年齢児交流等事業、育児講座・育児と仕事の両立支援事業、地域の特性に応じた保育需要への対応）」を有効に活用していただきたいと考えております。

また、区においても東京都の「子供家庭支援区市町村包括補助事業」を活用するなど、地域子ども・子育て支援事業の更なる充実に向け、東京都の動向等も踏まえ、様々な角度から検討してまいります。

6. 安全ですこやかな成長を保障するため、保育室の面積見直しは行わないこと。

（こども家庭部）保育室の面積については、都条例に定める基準を踏まえ適切に対応してまいります。

7. 2015 年 4 月から子ども・子育て支援新制度が実施されているが、子どもたちの命と権利を守り、安全安心な保育を最優先とするため、予算の拡充や制度の充実を国に求めること。小規模保育所など地域型保育所も保育士全員を有資格者とする。無資格者に対しては資格取得ができるよう援助を強めること。

（こども家庭部）小規模保育所の保育士については、国基準を上回る有資格者の配置を条例で規定しております。

また、区内保育施設で働きながら資格取得を目指す方のために、保育士試験の受験料や指定保育士養成施設での受講費等の助成を行っています。

8. 私立保育園に対する職員処遇向上のために、職員処遇費を引き上げること。更に現行の法外援護を拡充すること。

（こども家庭部）待機児対策に各自治体取り組み、保育士の確保が喫緊の課題となっております。そのような中で各園の安定的な運営のために、保育士の処遇の向上は不可欠と考えております。

新制度においても公定価格における処遇改善等加算が、平成 25 年度及び平成 26 年度に実施した「保育士等処遇改善臨時特例事業」に代わり加算されたほか、法外援護費においても職員処遇費を継続して計上してまいります。

また、平成 27 年度から実施している「統合保育補てん加算」を平成 28 年度予算に計上したほか、認可基準を満たす園庭を所有している施設が、園庭を所有していない近隣の保育施設（認可保育所、小規模保育所、認証保育所等）に遊び場を提供した場合、園庭の維持管理等に係る費用（維持管理費・人件費）を補助する「(仮称)園庭開放事業費補助」を新規の加算項目として計上しています。

- ☆ 9. 大田区保育従事職員宿舍借上げ支援事業補助金を 2016 年度以降も継続すること。また、看護

師、調理師、栄養士など全ての保育労働者を対象とすること。

(こども家庭部) 大田区保育従事職員宿舍借り上げ支援事業は、平成 28 年度も引き続き実施する予定です。なお、本事業は、人材確保が喫緊の課題となっている保育士及び看護師を対象としております。

- ☆ 10. 保育士不足を解消するため、保育の専門学校や短大・大学に行くための区独自の給付型奨学金制度を実現すること。

(こども家庭部) 保育士の人材確保は喫緊の課題として、積極的に取り組んでいるところです。現在、区内保育施設で働きながら資格取得を目指す方のために、保育士試験の受験料や指定保育士養成施設での受講費等の助成を行っています。

11. 保育園の保育料を引き下げること。高過ぎる認証保育所、定期利用保育室など認可外保育の保護者負担は、認可保育園と同額となるよう補助を増額すること。

(こども家庭部) 「保育園・学童保育保育料検討委員会」において、様々な視点から認可保育所等の保育料について、議論していただいたところです。今後、検討委員会の意見を踏まえ、補助額のあり方については、総合的に判断してまいります。

なお、認証保育所児童保護者負担軽減補助金制度は平成 27 年度から、世帯の所得に応じて補助額を拡充したところです。

また、定期利用保育室は、保護者の多様な就労形態、生活スタイルに対応し、柔軟な利用を想定した保育サービスで、定額の保育料を設定しております。

12. 保育ママ事業について、児童の欠員対策費の増額、支援体制を強化すること。また、認可外保育施設への補助金を増額すること。

(こども家庭部) 欠員対策費は各月の初日において定員に満たない場合に 1 名につき月額 20,300 円を補助しております。保育ママの運営費は月 83,600 円ですが、月の途中で受託した場合も、11 日からの在籍で 55,733 円、21 日からの在籍で 27,866 円を補助しております。

保育ニーズの状況から現在は、欠員が生じることはほとんどありませんが、欠員が生じた場合には、待機児解消に向けて、迅速に受託できる体制で臨んでいるところです。引き続き、保育を必要とする子どもが適切な保育サービスを利用できるよう迅速に取り組んでまいります。

認証保育所運営費は、子ども子育て支援制度の実施に合わせて、児童一人当たり単価を公定価格に対応させることで、平成 27 年度から増額となっております。

13. 父母の要望に応じて認可保育園での夜間保育、休日保育などを拡充すること。また、実施保育園の要望をよく聞き、利用実績調査をし、実態にあった支援を強化すること。

(こども家庭部) 休日保育は現在区立民営園 8 園、私立園 4 園の 12 園で実施しています。平成 25 年度は年間延べ 250 人、平成 26 年度は年間延べ 168 人の利用実績でした。平成 27 年度では、平成 28 年 2 月末現在、193 人の利用実績があります。

新制度では、月当たりの保育必要量を認定することとしており、保育の必要量の範囲で施設を利用することとしています。区としましては、雇用形態が多様化する中で、必要な区民に休日保育の提供ができるよう、実施体制について様々な角度から検討してまいります。

また、平成 27 年度より公定価格に「休日保育加算」が加算されたほか、法外援護費においても「休日保育事業」を加算項目としており、実施施設への支援を継続してまいります。

夜間保育(夜 10 時まで)については認証保育所の一部で実施しています。

14. 病児・病後児保育を大幅に拡充すること。

(こども家庭部) 平成 28 年 4 月に小児科クリニックに併設された病後児保育室を新たに 1 施設開設します。

15. 乳幼児の安全のために、災害などの緊急の場合に備え、2 階以上に保育室のある保育園の保育士配置を増員させること。園庭のない保育園が増えているため、お散歩に行くために必要な保育士配置を増員させること。また、延長保育は正規職員を配置して実施すること。

(こども家庭部) 現在、1 階と 2 階に分かれて保育している施設については連絡機器などの配備を行い、職員間の連絡体制を確立しております。また、災害などの緊急の場合に備え、常時、避難訓練などを行っていることから、保育士の「二階建て配置」を行う考えはありません。

保育士配置につきましては、適正に配置しているところです。

また、延長保育につきましては、法外援護において実施施設が常勤保育士を配置する経費の補助を行っているほか、延長保育事業費としてパート職員の雇用に要する経費補助も実施しています。

- ☆ 16. 全ての保育施設に AED を設置すること。

(こども家庭部) 平成 28 年度予算においては、民間団体が、区内の自らの施設に「24 時間だれでも使える AED」を購入設置する際に、初期費用の 3 分の 2 (ただし、46 万 6 千円を上限) を補助する制度を大田区保健所が創設し、予算計上しております。この制度のご活用をお願いいたします。

なお、保育施設における AED 導入の実態調査を引き続き行い、導入支援の在り方について研究してまいります。

17. 雇用情勢が悪化しているため、保護者の求職期間中の保育実施期間を 2 か月から 5 か月に戻すこと。

(こども家庭部) 求職期間中の保育実施期間については 2 か月が妥当と考えておりますが、今後も雇用動向等の状況を注視し、必要な対応について判断してまいります。

18. 感染症に罹患後の「登園のめやす」の期間終了前・後に関わらず、医師の診断に従って作成した「登園届」の提出で登園できるようすること。

(こども家庭部) 園児が感染症に罹患し「登園のめやす」の期間経過後に登園する場合は、保護者が医師の診断に従って作成した「登園届」の提出をお願いしています。ただし、「登園のめやす」の期間終了前に、登園可能と医師に診断され、登園を希望する場合は、感染症の拡大防止のため、医師の診断書の提出をお願いしています。

19. O-111、O-157、新型インフルエンザの感染症対策など子どもの命、健康を守るため、区立、私立保育園とも全園に看護師を配置すること。また、栄養士は巡回指導では不十分なので、全園に配置すること。

(こども家庭部) 保育園の保育士、看護師、栄養士等の配置については、それぞれの配置基準に基づき適正に配置しており、看護師を配置していない保育園においても「保育所保育指針」に基づき、医学的な指導など嘱託区の協力も頂きながら園児の安全の確保・健康の増進に取り組んでおります。また、栄養士については公定価格の中で、看護師については区法外援護の中で助成を行っているところです。

20. 年々食物アレルギー児が増え続け、対応が難しくなっている。複数のアレルゲンを持つ子ども

の対応ができるよう、アレルギー児対策支援の拡充をすること。

(こども家庭部) 食物アレルギーを持つ子どもに対しては、個々の状況に応じたきめ細かな配慮が必要ですので、国や都の動向を踏まえ、引き続き、区として適切な支援を行ってまいります。

21. 全ての私立保育所の震災対策のために、緊急地震速報の受信機導入、保護者へのメール配信など大田区での対策を強化すること。

(こども家庭部) 大規模災害時に児童の安全確保を図ることは、大変重要であると認識しております。

このため、災害発生時に保護者が帰宅困難となった場合の対策として、東京都帰宅困難者対策条例を踏まえ、保育施設に対し3日間分の園児用備蓄食料・保存水に対する経費補助を実施しています。

保育園の防災対策としましては、平成27年度に「保育園防災のてびき」を配布させていただいたところですが、今後も防災対策の充実に努めてまいります。

(地域力推進部) 学校は生徒数が多いこと、また施設が広く、授業中は各教室を行き来するなどの理由から、生徒、教職員が速やかに避難行動が行えるよう、昨年度、区立小中学校に緊急地震速報の受信設備を導入しました。

区立を含め保育園は、施設の規模も比較的小さく、園児たちの施設内での活動場所が限られていること、また施設内での職員間の連絡が比較的容易であることなどの理由から、受信設備の導入は現在のところ考えていません。

また、防災課で導入している安心・安全メールの配信サービスにつきましては、引き続き、保護者を含め区民への周知・普及活動を行ってまいります。

22. 私立保育所の延長保育事業費補助は、20名を超えた場合、5名刻みなど、人数に応じて補助額を増額すること。

(こども家庭部) 延長保育事業を実施している園に対し、区の法外援護として、延長保育事業費補助を実施しています。

加えて定額補助として保育士配置加算及び緊急運営費の加算を行っているほか、実績人数に応じたパート保育士経費及び補食費の支援を行っており、特別区の中でもかなり高い水準の補助額と認識しています。

今後も延長保育の実績を把握しつつ、実態に応じた補助の仕組みにつきましては、引き続き検討してまいります。

23. 区から民間委託する保育所の大規模修繕や改築の時期を早急に明らかにすること。修繕が必要な園舎は、規模に関わらず区が責任を持つこと。

(こども家庭部) 民間委託する保育園の大規模修繕や改築については、区立保育園と同様に「大田区公共施設整備計画」に基づいて進めていきます。施設ごとの状況を考慮し、それぞれの実施計画が作成された段階でお知らせする予定です。

修繕が必要な園舎につきましては、基本協定及び建物等使用貸借契約に則って、区の責任を果たしていきたいと考えています。

24. 全ての私立認可保育園に事務職員を雇用できるよう予算を拡充すること。

(こども家庭部) 子ども・子育て支援新制度においては、認可保育所の必要人員配置として事

務職員 1 名の配置が求められており、公定価格にその職員分が含まれております。また、事務職員雇上加算を認定した施設については、公定価格の支給対象となります。

なお、区の法外援護において、事務職員を常勤で雇用している場合、職員処遇費の対象としていません。

子育て支援のために——学童保育・児童館に関すること

25. 児童館（学童保育）の民間委託は中止し、区が責任をもって直営で行い、質の維持・向上を図ること。

（こども家庭部）子育て支援サービスの拡充を図るため、児童館の運營業務委託を進めています。運営委託にあたり、学童保育時間の延長など多様な子育て支援ニーズに対して、事業者のノウハウや機動力を活用することで、より迅速・柔軟に対応できるように進めています。

委託事業者に対しては、委託開始前に必要な研修及び現場引継ぎを実施するとともに、委託開始後については、サービスの質の維持・向上のため、運営状況の確認など区が責任を持って対応しています。

今後も、児童館の役割を踏まえつつ運營業務委託を進めてまいります。

26. 全ての児童が希望する児童館での学童保育を受けられるよう、入室希望者の正確な児童数を把握し、学童保育の待機児童解消の計画を持ち、児童館の 1 学校区 1 館の建設を進め、入室希望の多い地域は増設すること。

（こども家庭部）平成 27 年度より児童の放課後の安全・安心な居場所づくりとして、区立小学校校内での放課後ひろば事業として学童保育を順次整備しています。

今後、学童保育は小学校施設を活用し、設置する予定です。

- ☆ 27. 放課後ひろば事業は、学童保育と放課後子ども教室の一体化で行わないこと。大田区が築き上げてきた学童保育事業を拡充させること。

（こども家庭部・教育総務部）放課後児童の居場所づくりに対する多様なニーズに応えるため、放課後ひろば事業は、放課後子ども教室事業と学童保育事業を小学校施設を活用し、一体的に整備・実施していくものです。

学童保育事業は、条例に定められた児童支援員の資格要件や専用区画面積基準などに従って整備を進めています。開設後も、区職員により委託事業者の運営確認を随時行い、保育水準を確保しています。

今後も、放課後ひろば事業を推進し、学童保育事業の拡充を図ってまいります。

※こども家庭部と調整済

28. 少子化対策のため、学童保育の保育料を無料にすること。

（こども家庭部）学童保育料は、保育料見直しの検討会で議論していただきました。

なお、生活保護世帯や住民税非課税世帯、同一世帯で二人以上の児童が同時に利用する場合等世帯の状況に応じた免除・減額の軽減制度を設けております。

29. 児童育成指導員は専門性・継続性を保障するため正規職員にすること。

（こども家庭部）児童育成指導員は、児童館事業及び学童保育事業の円滑な運営を行うために設置されている非常勤職員で、採用に際しては、必要な資格の要件を定めており、専門性を確保しています。

事業の継続性は、区としてしっかり対応していきます。

30. 4年生以上の障がい児の学童保育が、希望者全員に利用できるよう更に拡充すること。

(こども家庭部) 平成27年4月から要支援児を含めた1年生から6年生までの受け入れを全施設で実施しております。

子育て支援のために——その他

- ★ 31. 少子化対策のため、健康保険から支給される出産育児一時金と出産費用の差額を区独自で支給すること。

(区民部) 出産費用の現状においては、個々の医療機関により分娩費以外のサービスにより付加価値をつけ出産費用が高額となっている事例も見受けられます。

このような状況では、保険給付に際し、関係医療機関等との調整が必要となります。また、国保の保険給付として行う場合は、財源の問題も生じます。国保は一般会計から多額の繰入をして維持運営を続けております。従いまして、現状では、国保事業として、大田区独自で差額補助を行うのは困難です。

32. 妊婦検診を完全無料にし、母子の命と健康を守ること。

(健康政策部) 妊婦健康診査費用の公費負担及び里帰り等妊婦健康診査費用の助成は14回分まで実施しています。妊婦健康診査は健康保険が適用されない自由診療のため医療機関により費用に差があり、健診項目が異なる場合もあるため、区では区民に対する公平性の観点から、一定額を公費により負担しております。

また、妊婦健康診査は、受診者の利便性向上のため東京都、東京都医師会、特別区、市及び町村の協議により、都内共通の内容で相互乗り入れにより実施しており、大田区だけが助成額を変更することは困難です。

33. 不妊治療に対して、都の制度だけでは不十分なので区として助成をすること。

(健康政策部) 不妊治療に関しては、国において検討されているため、今後も国の動向を注視してまいります。現在のところ、区として費用を助成することは考えていません。

34. 子育て世帯への家賃補助を行うこと。

(こども家庭部(まちづくり推進部)) 現在、子育て世帯への家賃補助を行う考えはございません。児童手当や子ども医療費助成事業(所得制限なし)など、継続的な子育て支援に努めています。

住宅政策の取組みとして、子育て世帯への家賃補助制度を創設する予定はありません。

35. 子ども家庭支援センターは、各地域庁舎管内に少なくとも1ヶ所設置すべきである。糀谷・羽田地域にも増設すること。

(こども家庭部) 子ども家庭支援センターは、大森を本部として、蒲田・洗足池・六郷の4か所に設置しております。糀谷・羽田地域にお住まいの方々は、京浜急行やバスの利便を活かし、子ども家庭支援センター蒲田・六郷・大森をご利用いただいております。今後も子ども家庭支援センター各所が連携し、総合的な子育て支援に取り組んでまいります。

36. 児童虐待防止を強化するため大田区にも早期に児童相談所を設置するよう都へ要望すること。

(こども家庭部) 基礎自治体において、地域の特性に応じた児童相談行政を一元的かつ総合的に担うことを目指し、引き続き、東京都が運営する児童相談所の区への移管を要望してまいります。

ます。

37. 「わかばの家」の事業体制は区が直営で行うこと。また、分室が設置されたが、各地域庁舎管内に少なくとも1ヶ所設置すること。

(福祉部) わかばの家、分館に加え、平成26年度はわかばの家の改修とふれあいはすぬまに分室を開設し、療育枠を拡大しました。また、運営については専門性と実績のある社会福祉法人に業務委託をしています。毎年行うわかばの家利用者アンケート結果でも業務全般に好評の評価をいただいています。

38. 発達障がい理解のため区民への学習の機会を増やし、早期発見、早期支援のため専門医からの要望もある5歳児検診を実施すること。

(福祉部) 平成25年度から教育委員会と共催で区民の理解を深めるため発達障がいシンポジウムを開催しています。また、平成26年度から児童館でのミニ学習会と個別相談会を実施し、子どもの生活の身近な場所で学習の機会を設けています。

(健康政策部) 保健所では、1歳6か月児健康診査及び3歳児健康診査において、精神発達に関する問診の工夫などにより発達障害の早期発見に努めています。

また、必要に応じて保健所の乳幼児発達健康診査で、小児神経科医と心理職による診察・面接相談を行い、適切な専門医療機関やこども発達センターわかばの家等の療育機関をご紹介するなど早期からの支援を行っております。

5歳児健康診査につきましては、現在のところ、実施する予定はありません。

39. おたふくかぜ、ロタウイルスについて、定期予防接種化を国に要望し、他区でも行っているように区独自でも助成をすること。

(健康政策部) おたふくかぜ、ロタウイルスについて、国は定期予防接種化にむけた検討を行っており、この動向を注視してまいります。現時点では任意接種であるため、費用助成を設ける予定はありません。

40. 子ども医療費助成制度を18歳まで拡充すること。

(こども家庭部) 現在のところ、対象を高校生年齢まで拡大することについては考えておりません。一人親・障害、難病等の理由により医療費の助成を特に必要とされる方には、他の制度で医療費助成を実施しております。

41. 末吉育英基金を引き継いで、区独自に給付型奨学金制度を創設し、入学金だけでなく授業料も対象にすること。

(福祉部) 末吉育英基金はあと4年で終了の予定です。末吉育英基金終了後、国の給付型奨学金についての動向を見据え、給付型奨学金を継続するかどうかについて、判断してまいります。

高齢者福祉の充実のために

- ★ 42. 75歳以上の高齢者を差別と負担増で苦しめる後期高齢者医療制度は廃止するよう国に求めること。また、区独自で医療費の窓口負担を無料にすること。

(区民部) 後期高齢者医療制度は、世代間の負担のバランスを調整するために導入されたものと認識しています。社会保障制度改革国民会議報告書においても「創設から5年が経過し、現在では十分に定着している制度と考えられ、今後は現行制度を基本としながら実施状況等を踏まえ必要な改善を行っていくことが適当である」とされ存続の方向でまとめられています。現

段階では今後の制度改正の動向を注視しており国に制度廃止を求める予定はありません。

被保険者に過度な負担を求めない安定的かつ持続可能な制度を確立することは国の責任において万全の策を講ずべきものです。従いまして現在のところ区独自で窓口負担の無料化に取り組む考えはありません。

43. 認知症・寝たきりの 65 歳以上の高齢者へ月 2 万円の介護支援手当を創設すること。

(福祉部) 家族介護者支援として、さわやかサポートを核として、介護者の相談を受け、家庭介護の状況を確認しながら丁寧に対応しています。また、家族介護者支援ホームヘルプサービス事業や家族介護者交流情報紙「ゆうゆう」の発行などさまざまな施策を行っています。このような家族介護者支援施策の充実を進めることが、ご家族に寄り添った目指すべき方向と考えております。よって、介護手当の創設は考えておりません。

44. 高齢者の敬老金、寿祝い金・長寿祝い金の縮小・廃止を元に戻すこと。

(福祉部) 高齢福祉課では、100 歳、108 歳、最高年齢の高齢者に祝い金を贈呈しております。対象年齢を引き下げる予定はありません。

地域福祉課では、88 歳の区民を対象に寿祝金として 3,000 円の商品券を贈呈しています。現在のところ、対象者や金額を見直す予定はありません。

45. 介護保険の認定を受けながら経済的理由で利用できない生活保護世帯以外の低所得者に、高齢者のためのホームヘルプサービス、生きがい通所事業、シルバーステイなど利用料の区独自の軽減制度を創設すること。

(福祉部) 介護保険には利用者負担軽減制度があること、区独自サービスについても生活保護受給世帯等への利用料免除を設けているものもあることから、更なる軽減措置を設ける考えはありません。

緊急ショートステイでは、生活保護受給世帯について利用料を免除しています。これに加えて軽減措置を設ける考えはありません。

46. シルバーピアは実態に見合った増設計画を作ること。特にオーナー希望は通年受付とすること。

(福祉部) シルバーピアについては今後も供給を継続してまいります。

47. 高齢者アパートの増設計画中止をやめ、シルバーピアの不足を補う立場から実態に見合った計画をつくり、増設すること。

(福祉部) 高齢者アパートについては今後も事業を継続してまいります。増設の予定はありません。

48. サービス付き高齢者向け住宅に入居困難な低所得者に、東京都のサービス付き高齢者向け住宅登録制度を活用するなど家賃補助を行うこと。

(福祉部 (まちづくり推進部)) 平成 28 年度末に策定した「大田区高齢者の住まいの確保に関する基本方針」でも示しているように、サービス付き高齢者向け住宅は、月額利用料が高く低所得者の高齢者の住み替えの選択肢には入らないため、家賃補助を行う考えはございません。

49. 高齢者の孤独死をなくすため独り暮らしの全ての高齢者への安否確認活動を実施するため福祉電話・準福祉電話を復活すること。

(福祉部) 平成 23 年 2 月から、ひとり暮らし高齢者登録の対象者を拡大し、また、理美容券を民生委員による手渡しにするなど、登録者への見守り体制についても、強化しております。

区の各地域では、自治会・町会、民生委員、事業者などの連携により、地域の特性を生かし

た見守り事業が進んでいます。今後は、その力を生かし、区として、包括的な見守り体制を構築していくことが重要と考えています。

そのために、平成 24 年度からは、20 箇所のさわやかサポート全てに、高齢者見守りコーディネーターを配置し、さわやかサポートを核とした、地域の方と連携した高齢者を見守る体制整備に取り組み、高齢者見守りキーホルダー登録事業を展開しているところです。

このような高齢者を見守る事業の拡充にあわせて、福祉電話・準福祉電話については廃止したものであり、復活は考えておりません

50. 高齢者の見守りについては、新聞店、牛乳配達店、郵便局、生協、宅配弁当業者等々に協力応援をお願いし、謝礼等を準備すること。地域包括センターや地域福祉課との連絡体制を整備すること。

(福祉部) 区では、「高齢者見守り推進事業者」の登録制度を実施しており、現在 30 の事業者にご登録いただいています。その中には、新聞販売組合・牛乳配達店・宅配業者・金融機関・公共交通機関など多種多様な業種の事業者があり、それぞれの事業者が、さわやかサポートや地域福祉課と連携し、高齢者の見守りにご協力いただいています。

51. いきいき入浴券を元の 60 枚・自己負担 150 円に戻し、月毎の利用制限をしないこと。年間 4 枚のマッサージ券を増やすこと。

(福祉部) いきいき高齢者入浴事業は、定期的な外出を通し、高齢者の健康維持と地域でのふれあいを促進することを目的としています。多くの高齢者の方に、年間を通じて継続的にご利用いただくために、月毎の利用回数も設けています。枚数や自己負担額を変更する予定はありません。

また、常時ねたきりの高齢者とその介護家族を支援するために、年間 4 枚のマッサージ券を支給しております。枚数を増やす予定はありません。

52. 高齢者が心身ともに健康に生きていくために、積極的に区民施設を利用できるよう高齢者団体や個人の施設使用料の減免制度を設けること。

(計画財政部) 施設使用料は、受益者負担の原則に基づき決定しております。その中で、減免制度は特別な事情のある方に対し、例外的に使用料の減免を行うものです。

今後も、公平性が著しく損なわれることのないよう、適正な減免制度のあり方について検討してまいります。

53. シルバー人材センターの登録者数に見合った仕事確保の支援を強化すること。

(福祉部) 大田区シルバー人材センターは、平成 23 年 4 月に新制度上の公益社団法人へ移行し、公益性の高い地域に根ざした活動を拡充しているところです。

区では、センター事業の更なる充実が図られるよう、運営費補助を継続し、区や「いきいきしごとステーション」との連携により事業運営が円滑なものとなるように支援しております。

障がい者福祉の充実のために

- ☆★ 54. 2014 年 2 月に、わが国でも批准された障害者権利条約の啓発活動を行うこと。また、障害者差別解消法の施行に基づいた施策を誠実に実施すること。

(福祉部) 障害者権利条約の啓発活動については、機会をとらえて適切に実施してまいります。また、障害者差別解消法の施行に向けた取組みを進めてまいります。

- ☆ 55. 三障害者団体（精神・知的・身体）が入った障害者差別解消支援地域協議会を作り、当事者の意見をよく聞いて障害者差別解消法に基づく取り組みを進めること。

（福祉部）障害者差別解消支援地域協議会については、区の実情を踏まえながら、検討を進めてまいります。

56. 障がい者の総意によってまとめられた「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」を基にして障害者総合支援法を見直すよう国に求めること。

（福祉部）障害者総合支援法施行後3年を目途とする見直しが行われ、今国会に法案が提出されたところあり、区としては、今後の国の動向を注視してまいります。

57. 65歳を超えた障害者についても、基本的には障がい者サービスを優先すること。国に対して「介護保険優先原則」について改めるよう、国に強く求めること。

（福祉部）障害者総合支援法施行後3年を目途とする見直しが行われ、「高齢の障害者に対する支援の在り方について」として社会保障審議会の報告書に今後の取組が報告されています。今後の国の動向を注視してまいります。

58. 障がい者福祉手当4級（月2,000円）を復活すること。

（福祉部）心身障がい者福祉手当に、身体障害者手帳4級の方を対象とする考えはありません。

59. 区長が2014年第4回定例会で答弁したように、精神障がい者を他の障がいと同様に大田区福祉手当の対象にすること。

（福祉部）精神障害者保健福祉手帳1級の方に手当を支給するよう、心身障害者福祉手当条例の改正をしました。

施行日は、平成28年4月1日です。

60. 重度障がい者を含めた親亡き後の医療つき入所施設を大森医師会館跡地など区内に一刻も早く新設すること。

（福祉部）大森医師会館跡地については、障がい者総合サポートセンターの機能を拡充する新たな施設を建設する予定でいます。

新たな施設では、区立施設として初めての取り組みとなる、医療と福祉の連携により重度の障がいのある方にも対応し、緊急一時保護もできる機能や、学齢期の発達障がい児支援のための中核的な機能を持つ施設の設置を計画しています。

61. 知的・身体・精神障がい者向けの、ケアホーム、ケア付住宅、グループホーム、高齢障がい者のためのケアホームを新設・増設すること。国・都等の公有地の活用を積極的におこなうこと。緊急一時ショートステイ事業を拡充すること。

（福祉部）地域で自らの望む生活を送るための施設として、グループホーム等の整備を支援しているところです。

現在、年間2か所のグループホームの整備費補助を継続しており、今後も、整備補助等を継続し、障害のある方の暮らしの場の整備を支援してまいります。国・都用地の提供については、これまでも機会をとらえて要望を伝えているところです。緊急時の一時ショートステイについても必要な取り組みを進めているところです。

62. 道路などの安全対策とバリアフリーの街づくりをさらに推進するため「福祉のまち」モデル事業を拡大すること。公共施設のバリアフリー化をすすめ、民間施設のバリアフリー化への助成も促進すること。

(計画財政部) 公共施設のバリアフリー化につきましては、今後もユニバーサルデザインの視点を取り入れた施設整備を推進してまいります。

(まちづくり推進部) 新築等の民間施設のバリアフリー化への助成については、バリアフリー法及び東京都建築物バリアフリー条例により対象施設のバリアフリー化が義務付けられているため、助成する考えはありません。

63. 鉄道事業者に対して、技術の進歩も活かしたホームドア・ホーム柵の設置を強く求めること。

(まちづくり推進部) ホームドアの設置は、鉄道事業者が利用者の安全性の確保を図るために整備するものですが、国、地方公共団体もバリアフリー法の趣旨に則り、三位一体により整備を支援しているところです。

国は、「ホームドアの整備促進等に関する検討会」の中間とりまとめにおいて、1日あたり利用者数10万人以上の駅を優先して、ホームドアの整備を促進させる方針に基づき、補助金制度を設け設置の推進に努めています。

大田区としても、ホーム柵やホームドアが設置されていないJR蒲田駅と大森駅の10万人を超える両駅については、その補助金制度を活用し、平成28年度以降の整備着手に向けて、国・都・鉄道事業者と協議を進めております。

優先整備以外についても、優先された駅の整備後に、さらに多くの駅でホームドアの設置が可能となるよう、今後も国や都の動向を注視した上で検討してまいります。

64. 住宅改造相談・助成及び福祉タクシー・自動車燃料費(移送サービス利用券)について、定められた「対象」だけでなく、個々の生活実態や障害状況、年齢等を考慮し、必要だと判断できる障害者は認めること。

(福祉部) 住宅改造相談・助成及び移送サービス利用券の給付につきましては、各事業の実施要綱に基づいて認定を行っています。今後も、申請された方の個別の状況等を十分お伺いしたうえで、当該要綱に定める基準をもとに適切に判断してまいります。

65. 視覚障がい者の日常生活用具支給対象に地デジ対応のラジオを追加すること。

(福祉部) 日常生活用具検討会を開催し、追加について検討しました。今回は追加の対象とはなりませんでした。引き続き検討してまいります。

66. ガイドヘルパーの派遣サービスは、送迎だけでなく施設利用の時間中についても利用できるようにすること。

(福祉部) ガイドヘルパーの派遣は原則として、ある地点から地点への移動に対するサービスです。対象者の状況を個々に地域福祉課にご相談ください。

67. 手話通訳24時間派遣サービスを実施すること。

(福祉部) 平成27年度より、手話通訳者をサポートセンターに常駐させています。配置する時間帯は、平日は8時30分から19時まで、土曜日、日曜日並びに休日は8時から17時までです。この時間帯においては真に緊急の依頼については対応が可能です。24時間派遣の体制を取ることは、手話通訳者の状況等からも当面は困難です。

68. 大田区主催登録手話通訳者研修の回数を年間6回を年間24回(昼12回・夜12回)にすること。

(福祉部) 登録手話通訳者の技術の向上は、聴覚障害者の情報保障を実現する上でも必要であると認識しています。大田区主催登録手話通訳者研修は、平成26年度は年間2回であったところ、平成27年度は年間6回実施しました。それ以上の研修の回数増は、登録手話通訳者・

聴覚障害者団体の意見や、手話通訳者の研修参加実績等を総合的に勘案して決定します。

69. 手話通訳者養成クラスの受講回数を年間 15 回から初級・中級・上級と同じ 40 回にすること。
講習会予算の増額を図りビデオ機器、教材、備品購入予算をつけること。

(福祉部) 手話通訳講習会については、技術の養成に必要な受講回数で実施してまいります。
講習用の備品は必要に応じて適切に対応します。

70. 障害者差別解消法に基づき、区内の公の施設の障がい者用駐車場を無料にし、障がい者優先の無料駐車場を設置すること。

(計画財政部) 駐車場使用料は、受益者負担の原則に基づき決定しております。

駐車場使用料の無料化についても、公平性が著しく損なわれることのないよう、適正な制度のあり方について研究してまいります。

障がいのある方にとって、自動車は有効な移動手段であると認識しております。障がいのある方やその家族・介護者が使いやすい駐車場の設置に向け、関係各課に働きかけてまいります。

(福祉部) 障がいのある方にとって、自動車は有効な移動手段であることは認識しています。障がいのある方やその家族・介護者が使いやすい駐車場が増えるよう、関係各課に働きかけてまいります。

71. 小規模作業所の法内施設への移行に際して、通所者や施設に移行前より助成が減額しないよう支援策を引き続き継続すること。

(福祉部) 引き続き安定した事業運営と利用者支援がかなうよう支援策を実施してまいります。

72. 共同作業所が運営できるよう補助金等の支援を図ること。

- ① 地域活動支援センター(地活)については、基礎的事業経費と地活 II 事業経費の基準額を実態に見合う金額まで引き上げること。

(福祉部) 各施設の支援については、補助金等の支援を行うとともに、運営状況を見守りながら的確に行ってまいります。

- ② ごみ処理券の助成を行うこと。

(環境清掃部) 事業活動に伴って生じた廃棄物は、法に基づき事業者自らの責任で適正処理する必要があります。したがいまして、事業系のごみ処理券の助成を行う予定はございません。

また、粗大ごみのごみ処理券につきましては、条例・規則にて料金の減免規定を設けております。

- ③ 就労継続支援 B 型について

- ・ 事業移行によって 1 人日額単価方式の影響で減収が見込まれる場合は補助すること。
- ・ 家賃助成については、要綱にない上限規定を設けないこと。
- ・ 事業移行後の開設時の運転資金として、支援策を講じること。
- ・ 利用者交通費の助成については、年間上限及び人数上限(年度内の増員)を廃止し実態に見合う助成をし、補助の格差が生じないようにすること。

(福祉部) 各施設の支援については、補助金等の支援を行うとともに、運営状況を見守りながら的確に行ってまいります。

- ④ 小規模作業所の利用者・職員に対して、健康診断費用の助成を行うこと。

(福祉部) 各施設の利用者、職員の健康診断費用については、現行の補助金制度の対象経

費となっております。

- ⑤ 大田区障害者施設就労支援等事業特別加算補助金交付要綱にある、利用者交通費助成については、利用者全員を対象とすること。

(福祉部) 利用者交通費の補助については、現在、原則として区内在住者分を対象としておりますが、直ちに、対象を拡大する予定はございません。

- ⑥ 大田区障害者日中活動系サービス推進事業補助金交付要綱 第4条(2)事業所の家賃が、「1か月当たり 300,000 円を上限」とあるが、消費税増税や賃料の値上げなどを考慮し上限を引き上げること。

(福祉部) 障害者日中活動系サービス推進事業補助制度による各施設への支援は、施設の運営状況を見守りながら的確に実施してまいりますが、現在、家賃補助の上限を引き上げる予定はございません。

73. 中途失聴・難聴者の方々から要望がある、手話講習会への講師代・OHP・OHC(書画カメラ)・資料代・会場費等へコミュニケーション支援として全額補助を行うこと。

(福祉部) 中途失聴・難聴者のため手話講習会は、平成27年度より区が主催して実施しています。具体的には、講習会の運営を東京手話通訳等派遣センターに委託しております。平成28年度からは新たに区報・区ホームページ等で広く受講生を募集しました。

74. 本庁舎窓口(現在週1回3時間実施)に手話通訳を常時配置すること。まず月曜日が祝日の場合は火曜日に振り替えること。

(福祉部) 本庁舎窓口における手話通訳の対応につきましては、28年度より月曜日が祝日の場合は火曜日に振り替えて配置いたします。

75. 精神障がい者の相談・居場所の確保をしている施設を増設すること。特に大森・調布地域には早急に設置を検討すること。

(福祉部) 現在のところ、増設予定はありません。

平成27年3月に新設された、障がい者総合サポートセンターは大森地区にございますし、地区を問わずご相談を受け付けております。

76. 精神障がい者を対象にした訪問型(アウトリーチ)地域医療の実施は、中部精神保健センターや医師会との連携で、分室を区内に設けるなど、区として責任を果たすこと。

(健康政策部) 保健所の保健師は、日々の活動の中で、精神障害者への相談支援を行っております。対応の難しいケースについては関係機関と連携し、必要に応じてこれらの機関と同行訪問をしております。また、研修や困難事例検討会などを通じて、保健師の支援技術の向上を図ってまいります。

77. 障がい者総合サポートセンターの運営について

- ① 手話通訳者は正規雇用で複数配置し、同行支援にも対応できるようにすること。

(福祉部) 聴覚障害者に同行して手話通訳を行う意思疎通支援事業は、大田区に登録している40名余りの手話通訳者が対応しています。

障がい者総合サポートセンターでは、東京手話通訳等派遣センターに手話通訳派遣調整業務を業務委託しています。サポートセンターの窓口においては、東京手話通訳等派遣センターが雇用している常勤職員と非常勤職員の手話通訳者がシフトを組み、聴覚障害者からの派遣の申込を受け付けや問合せ業務などを担当しています。

- ② 大森医師会館跡地を活用し、入居施設（医療付きを含む）を併設すること。

（福祉部）大森医師会館跡地については、障がい者総合サポートセンターの機能を拡充する新たな施設を建設する予定でいます。

新たな施設では、区立施設として初めての取り組みとなる、医療と福祉の連携により重度の障がいのある方にも対応し、緊急一時保護もできる機能や、学齢期の発達障がい児支援のための中核的な機能を持つ施設の設置を計画しています。

- ③ 専門相談員（各障がいに対応した）を配置し、緊急時も含め 24 時間対応できるようにすること。

（福祉部）障がい者総合サポートセンターには、相談支援専門員を配置し全ての障がいの方々に対応した幅広い相談や計画相談支援を担当しています。相談支援専門員の中には、社会福祉士や・精神保健福祉士、看護師の資格を有している職員も複数名配置しています。相談窓口開設時間は、平日は8時30分から19時まで、土曜・日曜・休日は8時30分～17時までで、この時間帯では特に予約の必要なく相談を受け付けて対応しています。また、医師や臨床心理士などのセラピストによる専門相談を実施しています。

- ④ 主要駅や四地域庁舎、出張所などの公共施設とサポートセンターを結ぶ循環バスを運行すること。また、各停留所の表示をすること。

（福祉部）障がい者総合サポートセンターでは、車いす用リフト付きの大型バスを2台運行契約を締結しています。その主な目的は、サポートセンターで実施している機能訓練利用者のための送迎です。その送迎の空き時間に、サポートセンターと区内主要駅を結ぶルートバスを運行しています。各停留所の表示については、今後の検討課題とします。

- ⑤ ヨガマットの枚数を増やすこと。

（福祉部）ヨガマットの貸し出し実績を勘案して、必要性を総合的に判断します。

- ⑥ 補装具費の判定については、障がい者総合サポートセンターで出張判定を実施するよう東京都に求めること。

（福祉部）補装具判定事務は東京都が所管となっています。出張判定については、今後も東京都と検討を進めてまいります。

- ⑦ さぼーとびあの非常勤嘱託医配置だけでなく、大森赤十字病院と連携するため、精神科を設置するよう申し入れること。

（健康政策部・福祉部）障がい者総合サポートセンターでは、精神科医・内科医・整形外科医を嘱託医としてご協力いただき、専門的見地から相談を受けていただいています。このようにサポートセンターの業務を効果的に運営し障害のある方の生活を支えていく上では、医療との連携が重要であると認識しています。特に近隣にある大森赤十字病院とは、すでに大田区と大森赤十字病院における連絡協議会や自立支援協議会などの参加で日頃から連携を深めているところです。

78. 全ての公の施設には磁気ループを設置すること。まず、未設置の施設は磁気ループが接続できるよう直ちに対応し、貸し出し用の磁気ループを常備すること。区民への周知をすること。

（計画財政課）磁気ループにつきましては、現在、大田区民ホール、大田区民プラザ、大田文化の森、大田区総合体育館、障がい者総合サポートセンターさぼーとびあに既に設置されています。今後も施設用途等を考慮し、整備に努めてまいります。

(福祉部) 磁気ループにつきましては、現在、大田区民ホール、大田区民プラザ、大田文化の森、大田区総合体育館、さぼーとぴあに設置されております。今後も施設用途等を考慮し整備に努めてまいります。また、区民の方々へ広く知っていただくための方策を検討するとともに、貸し出し用の磁気ループの配備についても、今後、検討してまいります。

七. 人命尊重・環境にやさしいまちづくりのために

建築行政の拡充と対策

1. 区の解体要綱を住民に知らせ、業者には厳守するよう強く指導すること。指導後実施状況の報告を求めること。

(まちづくり推進部) 解体要綱の定めるところにより、事前届出書の提出、現地のお知らせ看板の設置、近隣関係住民への説明、事前周知報告書の提出などで住民に周知が図られるよう、引き続き発注者等への指導を行ってまいります。

また、指導の内容により、適宜実施状況の報告を求めてまいります。

2. アスベストの除去を含む解体工事は、飛散度レベルが低い場合でも事業者任せであり不十分なので、アスベストの飛散防止の対策に関する法令を守るよう、区が現場監視・指導を強化すること。工事中現場視察すること。

(まちづくり推進部) 一定規模以上の既存建物等の解体工事を行う場合は、対象工事の受注者は、建設リサイクル法に基づいた建設廃棄物の分別、再資源化が義務付けられています。また、この届出にあわせ、区では、建築物の解体工事計画の事前周知と紛争予防に関する要綱に基づき一定条件に該当する場合に、元請または発注者に対して特定粉じん(石綿等)事前調査記録書の提出を求めています。

飛散度レベルの比較的高い吹付け石綿等が含まれる場合は、発注者は石綿等除去作業を区に届け出る義務があり、区は除去作業についての指導・現場監視を行っております。

比較的低い飛散度レベルが低いとされる石綿を含有する成形板が含まれる場合や吹付け石綿等がない場合、区は大気汚染法に基づく届出者による調査結果の掲示の有無について、現場監視・パトロールを実施しております。その際、石綿等の飛散防止について適宜指導を行っております。

- ★ 3. 一定規模以上の共同住宅を建築する場合は、学区や地域全体として考えて「地域力を生かした大田区まちづくり条例」および開発指導要綱を適用するよう改正し、300戸以上では区民公共施設、1,000戸以上では小・中学校の増を建設事業者の責任で建設すること。

(まちづくり推進部) 「地域力を生かした大田区まちづくり条例」及び「大田区開発指導要綱」の適用規模となる共同住宅については、計画戸数に応じて、開発事業者と区が協議を行い、必要に応じて公共・公益施設等の設置と用地及び建築物の提供を求めています。

4. 大田区空き家の適正管理に関する条例が制定されたが、地域の安全を守るために、区が責任を持つこと。不動産業界の協力をえるなどして有効活用提案に拡大すること。

(まちづくり推進部) 昨年5月に施行された空家等対策の推進に関する特別措置法の規定に基づき「空家等対策計画」を策定中です。関係団体、業界との連携を図りながら、空家対策を推進してまいります。

環境保全対策

- ★ 5. 区の温室効果ガス 25%削減に見合った目標、計画を区民に知らせること。ホームページだけでなく広く周知すること。

(環境清掃部) 大田区の温室効果ガス削減目標は、「大田区環境基本計画」で定めております。この計画及び実績報告(「大田区の環境」)につきましては、区ホームページ及び本庁舎、区政情報コーナー・各特別出張所・各図書館でご覧いただけます。

6. 深夜・早朝も含め国際便が増便されている羽田空港のCO₂の排出量を区民に知らせ、国の25%削減目標に見合った計画を作るように国に申し入れること。

(環境清掃部) 空港施設からのCO₂排出量削減については、東京国際空港エコエアポート協議会(事務局:国土交通省)が策定した「東京国際空港環境計画」に基づき国が取り組んでいます。

7. 太陽光発電設置助成を、希望する区民が全て利用できるように大幅に増額し、助成額・率も拡充すること。

(環境清掃部) 地球温暖化対策の一環として、住宅への太陽エネルギー利用機器設置に対する補助事業を実施しており、平成28年度も継続実施する予定です。

8. エネルギー基本計画を原発中心から再生可能エネルギーへ転換するよう国に求めること。

(環境清掃部) 国が公表したエネルギー基本計画(平成26年4月)では、再生可能エネルギーを積極的に推進することとしており、水素等の新たな二次エネルギーの導入も盛り込まれています。

9. 可燃ごみは生ごみが最も多いので、減量のために生ごみ処理機購入助成を復活すること。

(環境清掃部) 以前、生ごみ処理機購入費助成制度を設けていましたが、需要減のため廃止しました。

生ごみの処理については、区民の皆様が排出時の水切り等を徹底することによりごみの減量を図る考えであり、生ごみ処理機の助成制度を復活する予定はございません。

10. 呑川的环境(悪臭、スカム、ユスリカ)改善のために、雨水を一時貯留する計画を早め、根本的な解決策として分流式等の下水道対策を促進することを東京都に求めること。

(都市基盤整備部) 区では、平成25年度より東京都建設局、下水道局、環境局及び呑川の流域自治体である世田谷区・目黒区との連携による「呑川水質浄化対策研究会」を開催し、呑川の総合的な水質浄化対策について検討を進めております。

研究会では、東京都下水道局が合流式下水道の改善に向けた取り組みによる浄化対策方針を示しました。

なお、分流式下水道へ変更する予定はありません。

11. JR、東急、京急の踏切を総点検し、必要な整備・安全対策を早期に行い、交通混雑箇所は踏み切り幅を拡幅するよう鉄道事業者に要請すること。

(都市基盤整備部) 国土交通省重点施策に基づき、JR線及び東急線の「開かずの踏切」「歩道が狭い踏切」「交通量の多い踏切」などの25か所の踏切を緊急対策踏切と指定し、平成18~22年度の5か年で、踏切の拡幅、カラー舗装化や看板設置などの安全対策を順次実施しました。

京急線の緊急対策踏切16か所につきましては、連続立体交差事業により平成24年度には16

踏切すべてが除却されました。

12. 航空機の左旋回はただちに中止すること。横田空域削減による大田西ルート騒音対策を図ること。騒音と安全に問題が発生する早朝・深夜の増便は行わないよう国に求めること。

(空港まちづくり本部) 羽田空港における北風時A滑走路北向き離陸左旋回については、空港運用の慣熟を経て数年で廃止するとして、平成22年取り交わし文書に沿って検討を行うことを航空局に確認しております。また、この確認に基づき、機会を捉えて国に対して廃止を要望しております。

航空機による区内への騒音影響につきましては、引き続き、地域環境や安全の確保の面から国土交通省と協議をまいります。

- ☆13. 2020年からの羽田空港機能強化計画による増便と新飛行経路は中止するよう国に求めること。

(空港まちづくり本部) 今回の国土交通省の提案は大田区にとっても重要な問題であると認識しております。引き続き、東京都や周辺自治体と連携を取りながら、国土交通省と協議を進めてまいります。

- ☆14. 臨海部、空港周辺の交通問題の解消のため、国道357号の早期延伸を国に求めること。国道357号延伸とともに計画されている神奈川口構想(川崎殿町一羽田空港跡地第2ゾーン連絡橋)は中止するよう国に求めること。

(まちづくり推進部) 平成26年9月に開催された「羽田空港周辺・京浜臨海部連携強化推進委員会」において、国道357号多摩川トンネルと連絡道路を同時に整備していくことが確認されています。

国道357号多摩川トンネルにつきましては、国土交通省において、平成27年に整備に必要な調査を終了し、現場での地質調査に着手したところです。

今後も様々な機会を捉えて、国道357号多摩川トンネルの早期完成に向けて、東京都と連携しながら国に対して強く働きかけてまいります。

15. 補助29号線の整備は中止するよう都に申し入れること。

(都市基盤整備部) 補助29号線の整備については、沿道付近のまちに延焼遮断帯を形成し「燃え広がらない・燃えないまち」にすることや、歩道空間の整備、道路ネットワークが強化などが目的であるとの連絡を受けています。

区民の安心・安全を守るためにも、事業に対するご理解とご協力を頂ければと考えています。

- ☆16. 補助39号線の計画を廃止し、気象庁宿舍跡地を有効活用すること。

(計画財政部) 現状では、都市計画道路補助39号線が当該地中央部を貫いているため、取得等の経費に見合った一体的な有効活用は困難と考えております。

(まちづくり推進部) 都市計画道路補助39号線は、「大森中・糞谷・蒲田地区防災街区整備地区計画」内に位置しており、防災上重要な避難機能や延焼遮断機能を確保するための道路整備が必要です。地区計画に基づく骨格道路の整備と都市計画道路補助39号線の整備が、防災性の向上のためには、ともに必要であるため、現段階で計画を廃止することはありません。

17. 最近自転車による事故が多発している現状を打開するため、各警察署とも連携し、自転車専用レーン整備を促進すること。

(都市基盤整備部) 自転車走行空間の確保については、「大田区自転車等利用総合基本計画に基づく整備計画」に基づき、地元や交通管理者、道路管理者とも協議しながら進めてまいります。

18. 松原橋・大森東・大鳥居交差点などの激甚汚染地域における公害対策は、道路管理者だけでなく、区独自でも実施すること。

(環境清掃部) 激甚汚染地域の交差点において車線数を増やすことは、渋滞緩和とそれに伴う大気汚染の軽減を図る有効な手段の一つです。都は、区との協議により平成 25 年に空港臨海部グランドビジョン 2030 に基づき大鳥居交差点での車線拡幅工事を実施しました。今後も機会をとらえ、公害軽減につながる対策を進めてまいります。

19. 大気汚染公害対策の目安となる大気汚染濃度の測定対策を拡充すること、ことに環状 8 号線空港周辺に測定局を設置し、対策を講じること。

(環境清掃部) 大気汚染濃度の測定体制を充実させるため、機器の更新等を計画的に進めてまいります。

環状 8 号線空港周辺の測定局設置につきましては、設置場所取得の可能性を探っておりますが、適地が確保できない状況です。

20. 区道沿道の大気汚染対策として常緑樹からなる街路樹を整備すること。

(都市基盤整備部) 区では、比較的幅の広い道路や水路の跡地などで、緑化推進や景観改善などを行うために、地域の声を聞きながら街路樹整備に取り組んでいます。

今後も引き続き、常緑樹も含めた「緑」を増やす取り組みを進めてまいります。

21. ふるさとの浜辺公園の水質改善を早急に強化するため、抜本的な対策として下水道の分流式への変更や、当面の対策として貯留池の新設や排水口の移転等早期実施を都に求めること。

(都市基盤整備部) 区では、大森ふるさとの浜辺公園の水質を保全するためにも、内川における合流改善が必要であると考えております。

そのため、東京都には、馬込幹線下流部を早期に整備し、合流改善を推進することを東京都城南五区下水道・河川連絡協議会を通して要望しております。

なお、分流式下水道へ変更する予定はありません。

22. 生産者責任を明確にし、ごみの減量化、再資源化を促進し、地球温暖化をすすめるサーマルリサイクルは中止すること。

(環境清掃部) サーマルリサイクルは、廃プラスチックも同時に焼却することで、効率よく熱エネルギーを発生させることができます。

焼却時の熱エネルギーによる発電を行うことで、火力発電などの化石燃料が節約され、炭酸ガスの発生も少なくなります。

サーマルリサイクルによって発電した電力については、工場内で利用したうえで、余剰電力については電力会社等へ売電して、工場運営コストの効率化を図っています。余剰電力の一部は、区内の小中学校の電源として有効利用しています。また、廃棄物の輸送距離の縮減によって環境負荷や経費の低減を図っています。

これらの理由により、サーマルリサイクルを中止する予定はございません。

八. 教育、文化、スポーツの振興

- ★ 1. 地方教育行政法が改定されたが、区長は教育に介入しないこと。

(区長政策室・教育総務部) 法の改正の趣旨に則り、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、区長と教育委員会

との連携強化を図り、大田区の教育の充実に努めてまいります。

- ★ 2. 大田区独自でも小・中学校全学年の30人学級を早期に実施するよう計画をつくり進めること。

(教育総務部) 少人数教育の導入をめぐるっては、国において様々な議論が行われており、文部科学省の「教職員等の指導体制の在り方に関する懇談会」の提言によると、将来の変化を予測することが困難な時代を生きる子どもたちは、「どのように学ぶか」という視点が重要であるとしています。

そのために、少人数教育の推進は今後とも重要な政策課題であるとしているものの、手段は必ずしも「少人数学級」に限られないこと、学級ごとの一斉指導だけではなく、きめ細かな多様な学習を実現することが重要であると述べています。

このことから、この提言を踏まえた国の様々な動向を注視していく段階にあると考えております。

3. 東京地裁の判決の立場を守り学校教育、社会教育の場で個々の思想・良心などの自由を守る環境を尊重し、「日の丸」「君が代」は、強制しないこと。

(教育総務部) 国旗、国歌は学習指導要領に基づきまして、適切に実施してまいります。

4. 公共施設整備計画は学校施設の整備を最優先にして、年2校だけでなく、遅れを取り戻す計画で進め、進捗状況を明らかにし、何年で完了するか区民に明らかにすること。

(教育総務部) 学校施設の改築については、平成27年度から公共施設整備計画(後期)等に定める年2校の改築に着手しております。今後の学校整備については、大田区公共施設適正配置方針を踏まえて、実施態勢の整備を含め、施設整備のあり方の検討を進めてまいります。

5. 全ての学校施設の現況調査を定期的に行い、修理・補修は予算執行の上で最優先で行うこと。

(教育総務部) 全ての学校施設については毎年、教育委員会施設担当および施設管理課点検チームで学校を訪問し点検・状況把握を行っております。軽微な修繕は速やかに対応するとともに、大規模な補修等は予算見積り等の対応を行っております。引き続き、学校施設の現状を的確に把握し必要な補修等に取り組んでまいります。

6. 老朽化している体育館等の施設を改修すること。

(教育総務部) 全ての学校施設の体育館について状況把握に努めております。その中で、老朽化により改修が必要な箇所については、軽微なものは速やかに補修するとともに、大規模の補修等は予算見積り等の対応を行っております。引き続き、学校施設の現状を的確に把握し必要な補修等に取り組んでまいります。

- ☆ 7. 教育環境の整備として区立小中学校の体育館には空調設備を設置すること。

(教育総務部) 既存校の体育館への空調設備の導入については、新たに大規模・大容量の空調機器の設置及び電気設備等の拡充を図る工事が追加となり大幅な経費の増加が見込まれます。また、当該設備を稼働させるランニングコスト等の増加も見込まれます。そのため、体育館への空調設備の設置は困難と考えております。

現在改築中の学校体育館については、費用負担も少なく、年間を通じて一定の温度を保っている地中の空気を体育館へ送る自然換気設備を導入する予定です。

また、平成28年度は熱中症予防の一環として全校に移動式の送風機等を配備してまいります。

8. 大規模小・中学校の教育環境の改善のため学校の増設等の対策を早急に行うこと。小・中学校の統廃合はしないこと。

(教育総務部) 児童数が増加している大規模校は、緊急対応を要する学校を中心に通学区域の見直しを行い、平成 28 年 4 月 1 日から実施します。なお、現時点では、小中学校の統廃合の計画はありません。

9. 小・中学校給食について

- ① 給食は教育の一環として位置付け、給食調理の民間委託をやめ、直営方式に戻し「安全・安心のため」食育を充実させること。

(教育総務部) 計画に基づき給食調理業務委託を進めたところです。
なお、平成 28 年度も引き続き年間指導計画を作成し、計画的に食育を推進します。

- ② 給食の栄養・質を確保するため、食材は極力国産品を使い、トレーサビリティも積極的に活用し、遺伝子組み換え食品は食材としないこと。

(教育総務部) 給食の食材は、各種検査結果に注意を払うとともに、産地については、選定の基準を定め、信頼のおける納品業者と契約したうえで、極力国産品を使用することとしています。

- ③ 保護者負担は、学校給食法の「できる」規定であり、教育の一環として無償とすること。

(教育総務部) 学校給食法では、給食費は保護者の負担とすると規定され、同法に沿って運営しています。

- ④ 消費税増税と物価高による食材の増額分相当は保護者や業者の負担とせず、区が負担すること。

(教育総務部) 学校給食法では、給食費は保護者の負担とすると規定されており、同法に沿って運営してまいりますが、メニューの工夫など可能な限り保護者や業者の負担とならないよう、努力してまいります。

- ⑤ 給食費の滞納対策は、学校任せではなく区が責任を持って行うこと。

(教育総務部) 給食費の納付状況は、家庭の問題を察知する重要な情報であり、徴収は学校が担当することが適切であると考えておりますが、徴収が困難なケースについては、学校長への助言や支援を強化してまいります。

- ⑥ 学校給食事務については小学校も中学校と同様に専任の職員を配置すること。

(教育総務部) 学校給食事務は、献立の作成から提供までの一般事務、経理事務、食育と幅広くあり、栄養士、事務職員を含む教職員が校長の指示のもと、それぞれの役割を果たしています。なお、全校が委託になったことに伴い、28 年度よりすべての学校に栄養士または非常勤栄養士が配置となります。今後、さらに給食事務補助員を配置する予定はありません。

- ⑦ 食物アレルギー対応のために保護者や委託業者の声を聞き、十分な対応をとること。

(教育総務部) 「食物アレルギー対応基本方針」を定め、適切な対応に努めております。年 1 回以上、保護者から医師の診断のもと生活管理指導表による申し出を受け、成長を妨げない必要最低限のアレルゲン除去や対応対象者の精査につなげています。また、教育委員会では、学校教職員、給食調理委託業者、学校医等を対象に「食物アレルギー疾患対応研修会」を開催し、食物アレルギー疾患に対する理解を深め、緊急時の対応について、ともに学ぶ機会としています。

- ⑧ 学校給食食材は、安心安全で鮮度の高い食材の調達と、児童・生徒の食育の観点から近隣

の商店街から購入すること。

(教育総務部) 学校給食では、安心安全で鮮度の高い食材が大量に調達可能であることが必要になります。それを踏まえたうえで、今後とも可能な限り、区内業者・近隣商店街などから購入してまいります。

- ★ 10. 就学援助の受給基準を生活保護基準の 1.3 倍に引き上げ、眼鏡も対象にし、年度途中から受給できるようにすること。生活保護基準の引き下げによって就学援助を受けられない世帯が出ないように対策をとること。

(教育総務部) 国が、生活保護基準の改定が他の制度に影響しないよう配慮することを地方公共団体に要請していること等から、就学援助費は、急激な変動を回避して慎重に制度について検討する必要があると考えています。当面は現行水準の維持を基本として、改定前の生活保護基準を引き続き適用し、支給費目を含め、現在の方法を継続してまいります。

11. 不登校の子どもたちが通う、NPO 等が行っているフリースクールなどに助成をすること。

(教育総務部) 不登校児童・生徒への支援は適応指導教室のスタッフやスクールソーシャルワーカーなどが、様々な連携を取りながら進めてまいります。

フリースクールについては、国の議論や検討の動向を注視する段階にあると考えております。

12. 身体障がい児が、要望に応じて区立小・中学校に入れるよう環境・体制を整備すること。

(教育総務部) 就学については、就学支援委員会で特別支援学校も含め、本人にとって適切な就学を判断しています。肢体不自由のある児童生徒の方で、通常級での就学が適切と判断された場合は、個々の状況に応じ、対応を図っております。

13. 発達障がいなど支援が必要な児童・生徒に支援員を配置するなど速やかに対処をするよう拡充すること。配置時間を教育現場の実情に合わせて増やすこと。

(教育総務部) 学校特別支援員の配置については、各学校からの特別な配慮を要する児童・生徒数を基本に、特別支援教育相談員が現地調査を行ったうえで、適切な時間数を決定しております。今後も、学校現場の状況をしっかりと調査し、円滑に支援が行われるよう、状況に応じた適切な時間数の配分を行ってまいります。

14. 区内全小・中学校に特別支援学級を開設すること。

(教育総務部) 東京都特別支援教育推進計画第 3 次実施計画により、区では平成 28 年度から情緒障害等通級指導学級に変わり、特別支援教室を全小学校に設置します。中学校においても、特別支援教室の全校導入が掲げられており、円滑な導入に向けての検討を行ってまいります。また、その他の特別支援学級の設置については、今後も児童・生徒数の推移を見ながら、必要に応じて検討してまいります。

- ☆★ 15. 通級学級が今年度で廃止されるが、保護者と児童・生徒が要望に応じ現在の通級学級と特別支援教室とが選択できるようにすること。

(教育総務部) 今年度から実施している特別支援教室は、通級指導学級に通うことによる移動に要する児童・保護者の負担や、移動時間がかかることによる特定の教科の学習に遅れが出る不安、通級指導学級の担当教員と在籍校の担任の連携の図りにくさを解消するために導入しました。特別支援教室導入の目的を早期に、かつ区全体で実現するためにも、通級指導学級を存続させる考えはございません。

16. さざなみ学校は存続させること。

(教育総務部) 平成 25 年 3 月に報告のあった「大田区立館山さざなみ学校の今後のあり方に関する報告書」に基づき適切に対応してまいります。

17. 地域に開かれた学校実現のため、障がい児(者)・高齢者のために2階以上の教室や体育館にはエレベーターを早急に設置すること。

(教育総務部) エレベーターの設置については、校舎改築工事の機会を捉え、バリアフリー法等の各種法令に適合するよう整備してまいります。

18. 全ての保護者の負担軽減のため、小・中学校の入学祝い準備金を新設すること。

(教育総務部) 新設は考えておりません。

19. 小・中学校の卒業アルバムを全員に無償配布すること。

(教育総務部) 無償配布は考えておりません。

20. 全ての学校図書館に司書教諭だけでなく専任司書を配置し、学校図書館の充実によって子どもの図書環境の改善をはかること。

(教育総務部) すべての学科の基礎となる言語能力の向上を目指し、子どもの発達段階に応じた読書教育が行えるよう司書教諭を補助する読書学習司書を非常勤職員として小学校 20 校、中学校 10 校に配置します。

21. 全国いっせい学力テストを中止するよう国に求めること。

(教育総務部) 本調査は、子どもたち一人一人の学力向上、教師一人一人の授業改善に資するものであり、中止を求める考えはございません。

22. 小・中学校で取り組まれている、総合学習・総合的な学習に講師を迎える場合、講師への謝礼金(1校あたり小学校 50,000 円、中学校 15,000 円)を拡充すること。

(教育総務部) 平成 27 年度、小学校は調査の上配分しています。中学校は1校あたり 15,000 円を総合的な学習の時間等の指導者謝礼として予算化しています。

23. 小・中学校の必要な備品、消耗品は教育現場の要望に応じて各校への学校運営費を増額すること。

(教育総務部) 必要な備品、消耗品は、各学校が計画的な執行により購入しています。

- ☆ 24. 小・中学校のコピー機は各校少なくとも2台以上設置し、枚数制限は見直しを行うこと。

(教育総務部) コピー機は各校1台で対応しておりますが、枚数は学級数を基準に必要な枚数を設定しております。

25. いじめ対策には、子どもの命最優先の原則を確立し、ささいなことに見えても様子見せず、教職員・保護者で情報を共有し取り組む環境を作ること。

(教育総務部) 本区としても平成 25 年 9 月に施行された「いじめ防止対策推進法」に基づき、平成 26 年 9 月 24 日に大田区いじめ防止基本方針を策定するとともに、各学校においても学校基本方針の策定及び組織の設置を行っております。

本区では平成 21 年度より、公立小中学校の全校において学校生活調査(メンタルヘルスチェック)を年2回実施し、児童・生徒の心の状態を把握するとともに、ストレス症状が高いと判定された児童・生徒を対象に面談を実施しています。また、小学校第5学年と中学校第1学年の児童・生徒を対象にスクールカウンセラーが全員面接を行っております。さらに、いじめに関するアンケート(学校生活調査を含む)を年3回以上行い、いじめの早期発見に努めており

ます。

その他にも教員が毎日児童・生徒とかかわる中で観察や会話等によりいじめ防止対策に取り組んできたところです。

今後も、いじめの未然防止・早期発見・早期解決に資する、各学校での組織的な対応を推進してまいります。

26. 区内の小・中学校での体罰ゼロ宣言をすること。教育現場から暴力である体罰を一掃し、大田区教育委員会として、教育現場での意識改革を進めること。

(教育総務部) 校長会、副校長会において各校での服務事故防止研修の実施依頼をするとともに、初任者研修、10年経験者研修等において、体罰を含むサービスの厳正について指導しています。

児童・生徒の指導にあたり、体罰は学校教育法第11条により禁止されています。そして、すべての教員は採用にあたって法令順守を含めサービスの宣誓を行っております。

大田区教育委員会としては、児童・生徒との信頼関係に基づく指導の徹底・充実など体罰の根絶に取り組んでいるところであり、改めて体罰ゼロ宣言をする考えはございません。

27. 義務教育である小・中学校の学用品、移動教室、林間学校、修学旅行、部活動など完全無償化すること。

(教育総務部) 小・中学校の学用品、移動教室の一部、修学旅行、部活動などについては、個人が負担すべき費用であると考えています。

28. 私立幼稚園について

- ☆① 教育基盤の整備・強化を図る観点から、振興助成補助金の拡充をすること。また、保護者負担軽減措置をさらに拡充すること。

(教育総務部) 現行の助成額は、他区の実施状況と比較して遜色の無いものと認識しております。助成額につきましては、引き続き検討を進めてまいります。

- ☆② 園児の健康増進のための補助施策(現行3,000円)を拡充すること。

(教育総務部) 現行の助成額は、他区の実施状況と比較して遜色の無いものと認識しております。助成額につきましては、引き続き検討を進めてまいります。

- ☆③ 子育て施策の一環である預かり保育に対する補助施策を拡充すること。

(教育総務部) 共働き世帯が幼稚園を選択できるよう、平成28年度から、教育時間と合わせて保育園なみの長時間預かり保育を行う幼稚園に対して、必要となる人件費等を補助する「私立幼稚園長時間預かり保育事業補助金」を開始することを計画しております。

- ☆④ 教育環境の維持向上のため、教材・園具に対する補助施策の拡充をすること。

(教育総務部) 現行の助成額は、他区の実施状況と比較して遜色の無いものと認識しております。助成額につきましては、引き続き検討を進めてまいります。

29. 郷土博物館は博物館法に基づき、館長には専任の課長職を配置し、内容を充実させること。

(観光・国際都市部) 郷土博物館については、現行の組織・人員体制の下、適切に館を運営しております。引き続き、地域の文化資源を活用し、内容の充実に努めてまいります。

30. 区内文化財を保存し、公開すること。埋蔵文化財は大田区の宝です。開発により破壊はさせないこと。

(教育総務部) 区内の文化財、埋蔵文化財については、文化財保護法や大田区文化財保護条例に基づき、国や都とも相談・協議しながら、調査等を実施し、保護・保存を行っております。ま

た、公開については、所有者の了解を得ながら史跡めぐり等の実施に努めています。

31. 社会教育団体の育成と活動を保障するために施設使用料の減免制度を復活すること。

(都市基盤整備部) 区施設の使用料は、受益者負担を原則としておりますので、社会教育団体に対しては、特段の減免措置は実施しておりません。なお、少年育成団体や少年団体及び障がい者団体等に対しては、公園のスポーツ施設や公園水泳場の使用料について減免を行っております。

32. 調布地域に体育館を建設すること。

(計画財政部) 調布地区に体育館機能を設置することについては、「大田区公共施設整備計画(後期)」における計画事業として位置付けられており、重要な課題であると考えております。

現在、他の公共施設の活用などの観点も踏まえ、実現に向けて様々な検討を行っており、ご要望にお応えできるよう、取り組みを進めてまいります。

33. 改定されたスポーツ基本法に基づき、大田区スポーツ推進計画は区民の権利を保障した「するスポーツ」を基本に計画し、施設の増設、指導員の増員など環境整備を進めること。

(観光・国際都市部) スポーツ基本法の理念を踏まえ、区はスポーツ推進計画において、「ライフステージに応じたスポーツの提供」、「スポーツを通じた地域力の向上」、「スポーツ環境の整備」の3つの柱を基本目標として取り組んでいます。区民の様々な生活対応に応じて、「する」、「みる」、「支える」の3つの視点から施策を推進することも必要であり、それぞれの取り組みをバランスよく提供することが求められます。

こうした観点で、スポーツに親しみやすい、チャレンジしやすい環境づくりや、指導者の養成・育成など、スポーツが区民の健康で豊かな暮らしにつながるよう取り組みを進めてまいります。

34. 大田区総合体育館は、スポーツ基本法・大田区スポーツ推進計画に基づき、利益優先の指定管理をやめ、興行優先から区民が利用しやすくするために規則を見直すこと。

(観光・国際都市部) 大田区総合体育館は、「する」スポーツに加え、トップリーグや国際試合を誘致し「みる」スポーツにも活かせる施設として設置しました。一流の競技や国際試合を身近に観戦することにより、スポーツへの関心、理解を深め、スポーツ参加の契機となるとともに、国際交流にもつなげることができます。

こうした観点を踏まえ、大田区総合体育館を含めた区内スポーツ施設全体の活用について整理し、区民サービスの低下につながることをないよう運営してまいります。

- ☆ 35. 少年野球場は子ども優先の原則を守りながら、未使用の時間帯は誰でも利用できるようにすること。

(都市基盤整備部) 平和島公園少年野球場については、土日祝日を除く子どもたちの利用予定の無い火、水、木曜日の午前中は利用が可能です。平和の森公園事務所までお問い合わせください。

萩中公園少年野球場については、予約されていない時間帯の利用は可能です。萩中公園水泳場までお問い合わせください。

多摩川の少年野球場については、グラウンドが狭いため、大人の方には一般のグラウンドの使用をお願いしています。

36. 大田図書館には指定管理者制度を導入せず、すでに導入された図書館は直営方式に戻すこと。

(教育総務部) 大田図書館については平成 28 年度も引き続き業務の一部委託により運営を行っていく予定です。また、現在、指定管理者により運営している 15 地域図書館につきましては、区民の方々からも好評をいただいております、引き続き指定管理制度により運営を行ってまいります。

九. 住民参加の区政運営と非核平和事業

1. 区民の意見を集約し区政に反映される機会を設けるために「区民に対する世論調査」は隔年ではなく毎年行うこと。

(区長政策室) 区民ニーズや意向を把握し、調査結果を施策の見直し資料として速やかにかつ効果的に活用するため、世論調査は 27 年度から毎年実施しております。

2. 男女平等参画基本条例を区民参加で制定すること。条例にすることで基本原則も事業項目も明確になり区の任務が明らかになります。また、各審議会委員の女性の比率目標を現在 40%から 50%に引き上げること。

(総務部) 区は、男女共同参画社会基本法に規定する「市町村男女共同参画基本計画」として、平成 28 年度から 5 年間で計画期間とする「第 7 期男女共同参画推進プラン」を着実に推進してまいります。このプランにおいて、区が目指す姿や基本理念、それに向けての目標や課題、事業等を明記し、区民への周知を図ってまいりますので、現時点での条例制定は考えておりません。

また、審議会委員の女性比率については、国の「第 4 次男女共同参画基本計画」では 30%以上とされていますが、同プランでは 40%という目標値を掲げました。引き続き目標達成に向けた取組みを進めてまいります。

- ★ 3. 憲法九条の立場で非核日本宣言に賛同し、大田平和都市宣言基本条例を制定することで基本原則と事業項目が明確になります。核兵器廃絶・平和の施策を拡充し、非核・平和自治体等との交流をすすめること。

(観光・国際都市部) 終戦 70 年という節目の年に実施した平成 27 年平和都市宣言事業「花火の祭典」においては、非核・平和都市の先導者である広島市・長崎市の両市長から平和への願いを込めたビデオメッセージをいただきました。大田区は平成 22 年 6 月 1 日に平和市長会議に加盟し、国内 1,610 の加盟市区町村と共に平和への取り組みを一層進めてまいりたいと考えます。

4. 平和都市宣言の行事は、花火の祭典と記念式典に分け、式典を充実すること。

(観光・国際都市部) 大田区の「花火の祭典」は式典、ステージ演目、打ち上げ花火による構成で、平和の尊さを訴える平和都市宣言事業を記念する事業です。また、他で実施している花火大会とは異なり、区民と共に平和の大切さを実感し若い世代に語り継ぐ場として位置付け実施しております。平成 27 年度の式典では、戦後 70 年の節目の年となるよう充実を図りました。今後も平和の祭典にふさわしい内容の式典になるよう事業に取り組んでまいります。

5. 同和対策事業は総務省通達に基づいて特別扱いせず一般業務として行うこと。相談活動の委託料は一般相談と同じ扱いにすること。

(総務部) 同和問題は、歴史的・社会的背景に起因した根深い差別意識に基づく専門性の高い人権問題であるため、その関連する相談及び啓発事業等については、今後も人権・男女平等推

進課で対応してまいります。

なお、相談事業では、個々の相談対応に特段の配慮を要するため、引き続き、専門相談として実施してまいります。

6. 保育、介護、障がい者等福祉施設での民間委託、指定管理者制度を導入した施設は、専門性と経験の継承、守秘義務が特別に要求される。区直営に戻すこと。

(計画財政部) 区は、平成 23 年 6 月に大田区アウトソーシング指針を策定しました。区は指針に基づき、「民間にできることは民間に委ねる」ことを基本に、多様な主体で区民ニーズに応える仕組みづくりを推進してまいりました。

ただし、行政の外部化については、安易な前例踏襲に陥ることなく、導入前後の効果測定や予算編成過程など、あらゆる場面を通じて検証を行い、「おおた未来プラン 10 年(後期)」に掲げる施策ごとの「5年後のめざす姿」の実現に向け最適な手法を検討しております。

十. 区民が利用しやすい施設について

1. 消費者生活センター集会室及び特別出張所附属集会施設を他の区民集会施設同様に利用時間を午後 10 時まで延長し、また、音響設備と空調設備を改修すること。

(地域力推進部) 利用者および近隣住民の方の要望も様々あります。現在、消費者生活センター集会室や特別出張所附属集会施設の夜間利用は、午後 5 時 30 分から 9 時 30 分まで、老人いこいの家などその他の施設が午後 6 時から午後 10 時までの 4 時間の利用区分となっております。引き続き、各施設の利用時間の範囲内で、ご利用いただきたいと思います。

また、音響設備と空調設備につきましては、引き続き適切な管理を行ってまいります。

2. ゆうゆうクラブについて

- ① ゆうゆうクラブを増設すること(特に西六郷、南蒲田、大森南)。畳では座りにくい方への机・椅子の拡充をすること。壊れたままのマッサージ機、カラオケ機器などすぐに利用できるようにすること。

(福祉部) 老人いこいの家の新規開設の予定はございません。和室用の椅子については、平成 25 年度に購入し各館に設置しました。

また、各機器の利用状況や必要性など考慮し、措置が必要な場合は、対応を検討していきます

- ② 入浴については洗髪禁止の制限しないこと。

(福祉部) 老人いこいの家の浴室は、軽体操や踊りなど体を動かした後に軽く汗を流すために設置しておりますので、この趣旨に沿った利用をお願いいたします

- ☆③ 本来の目的を果たすため、シニアステーション事業はやめること。

(福祉部) 地域包括ケア体制に向けて、高齢者の元気維持・介護予防から、最適な介護サービスへの切れ目のない支援を提供するための事業であり、やめる考えはありません。

- ★ 3. 区営住宅の申し込み倍率は 30 倍、40 倍になっており、1,000 戸ほど不足している。これに見合った区営住宅の確保をすすめること。特に単身者用の住宅を確保すること。また、若年世帯向けの優遇制度を区も行うこと。

(まちづくり推進部) 区営住宅の新たな供給については、考えておりません。単身者用住宅の確保については、平成 24 年度から、40 ㎡未満の住宅を単身向として募集しています。

若年世帯向けの優遇制度については、平成 24 年度の空き家募集から、同居親族全員が 40 歳未満で、小学生以下の子が 2 人以上おり、団地の環境整備に積極的に協力できる場合には、若年ファミリー世帯として優遇抽選の対象としています。

4. 公営住宅に入れない低所得者世帯・若年世帯等に 6 万戸ほどの空き家の活用を区は求めているが、家賃が高いので、家賃補助をすること。

(まちづくり推進部) 住宅政策の取組みとして、家賃補助制度を創設する予定はありません。

5. スポーツ健康都市宣言をした大田区にふさわしく、文化、スポーツの活動場所である文化センターを各出張所地域に 1 ヶ所以上つくること。

(地域力推進部) 文化センターの設置は、それぞれ歴史的経緯もあり、現在有効に利用いただいております。さらに増設して、文化センターを設置する計画はありません。

6. 区内の公共施設のバリアフリー・段差解消のため、早急にエスカレーター・エレベーターの設置計画を作り、設置工事を急ぐこと。

(計画財政部) バリアフリーに関する法・条例に基づき、施設の改築等の機会を捉えて設置を進めてまいります。

- ☆ 7. 全ての公共施設に無料の WiFi アクセスポイントを整備すること。

(観光・国際都市部) 訪日外国人旅行者の利便性、区内回遊性の向上及び災害時の安心・安全の確保を目的として、平成 27 年 12 月から区内主要駅及び主要施設に公衆無線 LAN 環境を整備しました。今後は民間店舗等への整備を拡充することにより、区内に滞在する外国人旅行者の利便性向上を図ってまいります。

十一. 不要不急の大規模開発計画をやめ、区民のための施策に転換を

- ★ 1. 多額の税金投入となる新空港線「蒲蒲線」事業は白紙撤回し、積立金は区民施策に活用すること。

(まちづくり推進部) 新空港線「蒲蒲線」の整備は、大田区内の移動利便性の向上、おおたのまちづくりへの寄与、航空需要が大幅に拡大する羽田空港へのアクセス強化、広域交通ネットワークの形成、緊急時の迂回ルートの確保など、多大な効果が期待され、大田区及び東京都全体の発展のために必要不可欠な事業です。

また、経済波及効果として、初年度に大田区で約 1,400 億円、東京都で約 2,400 億円と算出され、改めて整備効果の大きさも示されました。

そのため事業化が決定した際は、速やかに対応できるように基金を積み立てているところです。

引き続き、新空港線「蒲蒲線」の早期実現を目指してまいります。

- ★ 2. 羽田空港跡地は都が購入し区税を投入しないこと。多額の税金投入となる整備計画を中止し、区民のための多目的広場や森林公園計画で進めること。

(空港まちづくり本部) 羽田空港跡地第 1 ゾーンに関しましては、平成 22 年 10 月に、国土交通省、東京都、地元区（大田区、品川区）により構成される羽田空港移転問題協議会が策定した『羽田空港跡地まちづくり推進計画』において、まちづくりの進め方として、「第 1 ゾーンは、主に大田区が過去の経緯を踏まえて取得する方向で検討する。用地の取得・確保に当たって、大田区と東京都は協力していく」とされております。

また、土地利用については、上記計画において、産業・文化交流機能や、避難場所の一部として機能する多目的広場等の導入が位置付けられていることを踏まえ、平成27年7月に本区が策定した『羽田空港跡地第1ゾーン整備方針』の基本方針に「水辺と緑を活かした憩いとにぎわい広場の形成」を、また7つの重点プロジェクトに、「多目的広場を活用した憩いとにぎわいの創出」を掲げております。

引き続き、『羽田空港跡地第1ゾーン整備方針』に基づき、跡地のまちづくりを推進してまいります。

- ★ 3. 京急蒲田、糀谷、雑色駅前再開発計画の進め方は区民多数の意見を取り入れないまちづくりである。しかもデベロッパーに巨額の利益を与えるとともに住民が戻れない追い出し計画となっている。再開発計画は中止し、住民本位の住み続けられ、営業し続けられるまちづくり計画に見直すこと。

(まちづくり推進部) 京急蒲田、糀谷、雑色駅では、京浜急行線連続立体交差事業を契機として、それぞれの駅の周辺住民によるまちづくり組織が設立され、地権者の合意に基づき再開発・共同化が進められており、区は引き続き、この活動を支援してまいります。

十二. その他

- ☆☆ 1. 個人情報がかさされるマイナンバー制度は中止を国に求めること。

(計画財政部) マイナンバー制度は番号法によってその実施が定められており、区としては、制度が適正かつ迅速に実施されるようにすることが重要であると認識しています。

なお、個人情報の保護に関して、番号法では従来より厳格な情報の安全管理措置を講じることを求められております。区としては、区民の皆様が安心して暮らしていただけるよう、これまでの情報管理の取組みに新たなルールを上乘せして、さらに徹底して取り組んでまいります。

2. 指定管理者制度や民間への委託などの見直しを行い、区の職員削減計画をやめ、保育・介護・建設・学校・障害施設で働く職員は正規職員で対応すること。

(計画財政部) 区は、健全で安定した行財政運営を継続しつつ、おおた未来プラン10年(後期)をより着実に推進し、同時に新たな行政課題に的確に対応することを目指しています。そのためには、最少の経費で最大の効果を発揮できる効率的・効果的な組織の実現を図ることが必要です。

大田区職員定数基本計画では、アウトソーシングなどの内部努力を計画的に進め、これにより確保した人員を優先度の高い施策に振り向け、適正な職員配置に努めることとしています。

今後も、アウトソーシングによる成果の十分な検証を行い、その効果的な活用を進め、区民サービスの向上につなげてまいります。

3. 法令違反の疑いのある窓口業務委託は中止し、職員で対応すること。

(計画財政部) 窓口業務委託につきましては、平成23年6月に策定した「大田区アウトソーシング指針」に基づき、外部への委託に際し、公権力の行使にあたる業務や政策の企画立案など区が自らの判断を要する業務の有無などを含め、委託する業務と区職員が責任をもって担う業務を明確に区分するとともに、導入の妥当性について検証することを徹底しているところです。

外部委託の導入後におきましても、事業責任者を通じた指揮命令を遵守し、区の考えを的確に反映できる体制を整備するとともに、定期的な検証を通じた契約内容の適切な履行を担保す

ることとしております。

加えて、予算編成、決算作業など、あらゆる機会を捉えて、外部委託の導入の適否、導入後の検証を行い、業務の改善に向けた取り組みにつなげているところです。

- ★ 4. コミュニティバスを他の交通不便地域（9ヶ所）に拡大すること。また、試行運転中のコミュニティバスの料金をワンコイン（100円）に引き下げ、シルバーパスも利用できるようにし、運行間隔の短縮、運行時間を更に延長し、また、住民の要望に沿ったルート変更や、蒲田駅までのルート拡大などを行うこと。

（まちづくり推進部）他の交通不便地域9か所に拡大することについては、平成21年10月より試行運行中の矢口地区のコミュニティバスの利用状況を検討しながら対応してまいります。

その利用状況を踏まえ、今後策定を予定している交通政策基本計画の中で、整理していくことになると考えております。

5. 品鶴貨物線に旅客列車運行を行い、羽田空港・京浜島・城南島など区内臨海部に新駅をつくり、交通不便地域解消を図ること。

（まちづくり推進部）ご要望の路線は、運輸政策審議会答申第18号において「東海道貨物支線の貨客併用化」として今後整備すべき路線であるB路線に位置づけられています。この路線の実現化に向けて、神奈川県、横浜市、川崎市、都、大田区、品川区の沿線自治体で、平成12年から協議会をつくり今日まで検討を継続しているところです。

現在の交通政策審議会では、新しい答申に向けて議論を行っております。その答申結果を踏まえ、協議会の中で当該路線のあり方を沿線自治体とともに協議してまいります。

- ★ 6. 労務単価引き上げが行われたが、現場労働者の賃金に反映されるよう、公契約条例を制定すること。

（総務部）公契約条例については、他自治体の動向、条例制定に至った経緯や課題など、調査研究しているところです。

区として適正な労働環境を確保し、公共サービスの質の向上を図るには、区としてどのように対応することが適切か、庁内検討組織の中で更に議論を深めてまいります。

以 上

日本共産党大田区議団

144-8621 東京都大田区蒲田 5-13-14 大田区役所内

TEL 03-5744-1477 FAX 03-3730-3447

ホームページ <http://kugidan.jcp-ota.jp/>

メールアドレス kugidan@jcp-ota.jp

ご意見・ご要望をお寄せ下さい。